

RG 救対 ニュース No.5

1977. 6 15

巻頭言 2

声 明 5

三里塚岩山大鉄塔抜き打ち撤去の

暴挙を弾刻する。

東山薫君の虐殺を糾弾する

五月七日 一日、ハン・スト闘争の記録 7

獄中からの報告 我妻正美 12

政治警察との闘争―秘密活動上の

若干の教訓について

..... 吉田稔一 30

「山本支援委員会」のピラ紹介 34

革命左派の「資本主義批判について」

の批判 榎原均 38

ブルジョア憲法に対する批判 45

(一)

一九七一年に我々が再開した革命戦争に關連して起訴されている五名の同志（大杉・疋田・壬生塚・藤沢・大賀同志）の統一公判を要求して我々は闘っている。東拘在鑑の同志は五月七日から五月一日にかけて統一したハンガーストライキを闘った。ハンストを闘ったのは大杉・疋田・壬生塚・藤沢・大賀・吉田・我妻の七名の同志である。大賀同志は自らもハンストを闘いつつ、分離公判強行を断固として拒否し、出延拒否の実力闘争を五月一日再び貫徹した。統一公判を要求する我々の決意は堅い。我々の党的団結はますます強固なものとなっている。

七名の同志の決死のハンストを東拘当局はどうすることもできなかった。「検事の冒険まではやる」などと欠席裁判を予告していた東京地裁判事第一三部石田裁判官も今度は少しばかりうるたえたようである。石田裁判官は、再び次回期日の指定のみを行わざるを得ず、欠席裁判を断念せざるをえなかったのである。三月一四日に引き続き、我々は二度目の勝利をかちとった。「R.G.救対ニュース四号」でもくわしく明きらかにしたように、我々の統一公判要求は、今日のブルジョア民主主義の法理にかなったものである。五人の同志は一九七一年一月一一日闘争を同一の党組織「二・一八ブンド及び共産主義者同盟（R.G.）」として闘ったのであつて、かつ同一事件に数人が關連し、同一の政治目的を持つて闘つたのである。特に大賀同志は、一九七一年一月二一日鎌田駐在所放火。同じく一月一七日五本木派出所爆破の二つの事件に關連して起訴されているのであり、五本木派出所爆破で起訴されている大杉・藤沢同志・鎌田

駐在所放火で起訴されている壬生塚同志との併合審理を我々が要求するのは全く当然であろう。

刑事一三部石田裁判官は、大賀同志に対する分離公判を強行する何の法的根拠も持っていないのである。石田裁判官の言うところを聞いてみよう。いわく「特殊なケースである」「他の被告から影響を受ける」……云々。「特殊なケースである」だつて大賀同志は一人自供したが、見事に立直り、統一公判を要求して闘っている。それがどうして「特殊なケース」だというのか。石田裁判官は自らブルジョアジーの利益を見事に代弁し、大賀同志の党への復帰と自己批判に対して、口惜しい思いを示しているにすぎない。

「他の報告から影響をうける」だつて自己批判し、党建設に再び参加している大賀同志が党員である他の報告から影響をうけるのは当然ではないか。どんな人間でも誰かから影響を受けている。要はブルジョアジーの影響をうけるのか、プロレタリアートの影響をうけるのかが問題なのだ。

総じて、石田裁判官の発言は、ブルジョア国家機構の一部としての裁判所の階級的性格を如実に示し、プロレタリアートに良き実務教育の材料を提供してくれているにすぎない。

東拘在監の七名の被告の同志の統一したハンガーストライキは、石田裁判官の階級的行動に対して、我々が自覚したプロレタリアートの利益を代表する党としての階級的行動を対置したものである。

我々は一糸乱れず、断固として進んでいる。我々は一定の機動性をも持つて闘うだろう。しかし、我々の統一公判要求闘争が、何よりも党のための闘い、党を強化するためのせいの一環である限りにおいて、我々の立場は決して変わらない。

(二)

七名の同志が闘ったハン・スト・出延拒否闘争は三里塚闘争と連帯して手われることになった。

我々は鉄塔抜き打ち撤去を断固として弾劾する。仮処分決定にあつて千葉地裁民事第一部が果たした階級的役割は、我々の統一公判要求に対して石田裁判官が果たしている役割と同じである。地裁の超スピード審理、竹筒口令は、県警機動隊によるガス弾銃撃で東山君が虐殺された一端に現われたように、空港粉砕闘争に対してブルジョアジーが密集し階級的攻撃を加えている事を示している。

「国家権力は、労働にたいする資本の全国的権力、社会的奴隷化のために組織された公的権力、階級専制の道具という性格」（『フランスにおける内乱』）を見事なまでに、露見させたのである。

我々は千葉県警による東山君の虐殺を徹底して糾弾する。

「黨は機動隊に撃ち殺されたのです。どうか黨の死を無駄にしないで下さい。みなさんも三里塚闘争を今後も力強く闘い続け、がんばつて下さい。お願いします。」という東山君の母親恵津さんの訴えにすべてのプロレタリアート・人民は耳を傾けなければならぬ。「年内開港」をめざし、鉄塔抜き打ち撤去にかけたブルジョアジーの野望を、全国のプロレタリアート・人民の総力をあげて粉砕することが、今問われている。プロレタリアート・人民の総反撃はすでに開始されており、この闘いの波は、七〇年代階級闘争の昂揚のはつきりした幕明けにつながっていくだろう。革命的プロレタリアートはこの開始されつつある昂揚に対して、しつかりとプロレタリア的な刻印を押すことができるように、努力を集中し、ブルジョアジーを一步一步追いつめていかなければならぬ。

我々共産主義者同盟（R.G.）の党建設の新たな段階は、この激動の只中において党とプロレタリアートとの固いつながりをかたちづ

くっていくことによつて、必ずかちとられることを我々は確信している。

(三)

最後に、我々に対する接撃攻撃について一言述べておきたい。この接撃攻撃ははまだ八名の同志たちに対して続けられている。（坂井同志は境雅子同志に引続いて、全面解除をかちとつた）多くの同志はすでにほぼ半年にわたつて接撃攻撃をうけているのである。（いくらかの部分解除がかちとられているもの、その中には明きらかな敵の分断攻撃も含まれており、我々は決して中途で妥協することとはできない）この攻撃の本質は何よりも我々の党活動の妨害、破壊にあり、また我々の公判闘争における被告としての防禦権を侵害するものである。我々の統一公判要求に対する東京地裁の態度と同じく、この攻撃は我々に対するブルジョアジーの意をうけた政治的制裁以外のどんな意味も持っていない。

我々は、今日弁護団、救援センターの友人の協力を得て、接撃攻撃をはねのけて、獄中の諸同志の党活動を保障している。しかし、我々是我々に対する接撃攻撃そのものを粉砕するために、更に努力し、大衆的な闘いに取組まなければならないと考えている。『救援九五号』にも述べられているように、東アジア反日武装戦線の諸君奥平純三君など、この間長期の接撃攻撃をうけている政治犯が増加している。ブルジョアジーの利益によれば、今日、革命家は獄中において革命運動を継続してはならず、革命家とプロレタリアートとのつながりは面会、通信を問わず断ち切れなければならないといふわけだ。我々は断固としてこの攻撃と闘っていくであろう。

一九七七年五月三〇日

三里塚岩山大鉄搭抜き打ち撤去の暴挙を弾劾する

一、五月六日未明新東京国際空港公団は、千葉県警二千五百人の動員を要請して三里塚岩山大鉄搭の抜き打ち撤去を行なった。この暴挙を、我々共産主義者同盟（R.G.）は徹底的に弾劾する。

二、この強制代執行は全く秘密のうちに、異例の早さで決定されたところの千葉地裁による仮処分決定にもとづいて行われた。五月二日に空港公団が行なった仮処分申請に対して、千葉地裁民事第一部は一〇万人の鉄搭共同所有者に審尋することなく、裁判所全体の発口令の下、五月四日に決定を下したのである。

一、ブルジョアジーの意をうけて「年内開港」の号令を発した福田内閣の指揮の下、公団・法務省・裁判所・警察は一体となって鉄搭撤去の作戦を練り実行した。プロレタリアートは今、敵階級及びその陣営が密集しつづつあることをはっきりと見てとらねばならない。

一、成田空港開港の「国家的要請」とは帝国主義的市場再分割戦のための航空網拡大の要請であり、また朝鮮侵略反革命戦争にそなえての軍事的要請である。ロンドン会議での対立に示される国際帝国主義の争闘の只中であつて、日本帝国主義はその国際的競争強化のために成田空港の開港を急いでいる。更に米帝の要請に従つて東アジアにおける反革命の分担を強化し、朝鮮南半部の階級闘争の激化にそなえなければならぬ日本帝国主義ブルジョアジーは、いつでも軍事空港として転用できるものとしての成田空港開港をも急いでいるのである。鉄搭抜き打ち撤去は、この階級的要請の実現に向つて、ブルジョアジーがなりふりかまわず突き進

もうとして示した。全国のプロレタリアート、人民は今こそ総決起し、このブルジョアジーの野望を阻まなくてはならない。

一、三里塚農民の闘いは、パイプライン建設阻止闘争をはじめとする地域住民のさまざまな闘いと結合し、沖繩、砂川、北富士、日本原をはじめとする全国の基地闘争とながり、淡路、大阪湾岸高浜入、福島瀧、水俣をはじめとする農漁民、地域住民の闘いと結合している。そして今年になつて動労千葉地本のジェット燃料輸送阻止闘争との結合が提起されるに至つて、三里塚闘争は、帝国主義階級闘争における労働者階級と農民の相互関係の問題をつき出していた。「農地死守」のスローガンに示された自作農中心の三里塚農民の闘いは、今日の帝国主義の金融寡頭支配と対決する中で、階級的地位を自覚したプロレタリアートとの結合を闘いの進展の中で求めるに至つていたし、帝国主義に反対する全国的な戦線の中で自らを位置づけるに至つていた。三里塚闘争を一つの拠点として準備されてきた、このような階級闘争の質的変化が鉄搭決戦によつて一挙に開化することを防ぎ、プロレタリアート・人民の闘争意欲に水をかけ、階級闘争の発展を押しさえこもうとしたのが鉄搭抜き打ち撤去にかけたブルジョアジーの第二の意図であつた。

一、しかし、このブルジョアジーの意図は五月六日、七日、八日と続き、五月八日に最高頂に達した革命的左翼の實力闘争によつて破産した。ブルジョアジーのだまし打ちは、プロレタリアート・人民の怒りに火をつける役割しか果たさなかつたのである。そして五月八日の闘いにおける機動隊による無差別のガス銃の水平撃ち、そのさなかでのノンヘルメットの救護隊員東山薫君の虐殺は、

プロレタリアート・人民の憤怒を更に燃え上らせた。今、鉄搭抜き打ち撤去にかけたブルジョアジーの意図とは逆に、三里塚空港粉砕・東山君虐殺糾弾の呼びは全国津々浦々にゆきわたつてつづ

る。

一、東山君の両親による浅沼警察庁長官ら五人に対する殺人、特別公務員暴行 虐殺死罪での告訴、中村千葉県警本部長・千葉県・国の三者を相手てつての一億円損害賠償請求訴訟、五月九日電ヶ塚派出所襲撃をはじめとする連続したゲリラ闘争、五月一五日三里塚芝山連合空港反対同盟と沖繩反戦地主会主催の中央大集会（一万五千人）に示される大衆的決起、国鉄動力者労組臨時中央委員会によるジェット燃料輸送阻止闘争の決定（五月一三日）など、プロレタリアート人民の闘いは合法、非合法の闘いを結合させながら決然として進んでいる。

一、我々共産主義者同盟（R.G.）は開始されたプロレタリアート・人民の総反撃を断固として支持し、革命的プロレタリアートの利益を代表して、党としての義務を果たすことをここに声明する。

一九七七年五月二〇日

共産主義者同盟（R.G.）中央委員会

八声明V

東山薫君の虐殺を糾弾する

五月八日の三里塚闘争で、機動隊の水平撃ちしたガス銃の直撃を後頭部に受けて、東山薫君が虐殺された。五月八日一時二〇分頃千代田農協近くの臨時野戦病院への機動隊乱入を防ごうとして、野戦要員と並んでスクラムを組んでいたノンヘルメットの東山君に対して、千葉県警機動隊の隊員は約四米の至近距離からガス銃で狙い打ちしたのである。東山君は頭から血をふき出して倒れ、成田日赤病院に運ばれたが、午後三時脳死状態と宣告された。頭骸骨陥没のほほ即死状態の中で、五月一〇日午後一〇時一四分東山君は死亡した。

我々は機動隊による東山君虐殺を煮えたぎる怒りをこめて糾弾する。革命的プロレタリアートは東山君の死を無駄にはしない。ブルジョアジーがその見せかけの合法性を鉄搭抜き打ち撤去によつて破り、東山君の虐殺によつて、プロレタリアートに歯をむき出したからには、プロレタリアートの闘いに制限は無くなつた。プロレタリアートは階級的憎悪を燃え立たせブルジョアジーをしつかりと追いつめていかななくてはならない。

東山君の両親の博さん、恵津さんは五月一三日浅沼清太郎警察庁長官・勝田俊男関東管区警察局長、中村安雄千葉県警本部長・山県基夫千葉県警々備部参事官・ガス銃射撃手（氏名不詳）ら五人を、殺人・特別公務員暴行陵辱致死罪で告訴した。全日のプロレタリアート・人民の憤激は高まり、拡大している。ブルジョアジーが鉄搭抜き打ち撤去によつてもくらんだ三里塚空港粉砕闘争打撃の意図はすでに破産した。かえつていま、プロレタリアート・人民の闘いは

強固なものとなり、枯れ野に火がついたように広がりつつあるのだ。ブルジョアジーを代弁して、小川国家公安委員長は五月一〇日の記者会見で次のように言った。

「当時の状況は警備側も生命の危険があり、警備側も生命の危険があり、警備法七条に規定する武器使用が認められるような状態だった。」「警備が過剰であったという主張は当を得ない。」（五月一〇日毎日新聞夕刊）

千葉県警機動隊は野戦病院に運びこまれた一九人の負傷者に数十発のガス弾を打ちこみ、ノンヘルメットの救護隊員東山君を後から狙い打ちした。にも拘らず小川国家公安委員長は警察の正当防衛を主張して居直っている。

東山君の右後頭頂部には、長径七センチ、短径五・二センチ、深さ一、五センチのだ円形のかん没があり、新型連発式のガス銃から発射された模擬弾（尖端のとがった強化プラスチック製弾丸。明らかに殺傷用の弾丸である。）による受傷である可能性が大きい。何が正当防衛なのか、「年内開港」をブルジョアジーからおおせつかつた福田首相の号令の下、空港公団・法務省・千葉地裁と一体となつて鉄搭抜き打ち撤去を横行してはみたものの、燃え上がった五月六日―七日―八日の実力闘争に恐怖した警察・機動隊は、無制限にガス銃を水平射ちする中で（約一千発の発射）東山君を撃ち殺したのだ。すべてのプロレタリアート・人民とともに、我々は東山君の虐殺を徹底して糾弾する。

すでに階級の報復の闘いの烽火は上げられた。五月九日電ヶ塚臨時派出所襲撃の闘いが、六人の機動隊員を火炎ビンで火ダラムにさせたのはじめとして、数々のゲリラ闘争が闘われた。圧倒的なプロレタリアート・人民の決起が呼びおこされている。五月十五日三

里塚芝山連合空港反対同盟と反戦地主会主催の中央大集会（一万五千人から五日二三日の狭山闘争、更に五月二九日三里塚現地の「三里塚空港粉砕・東山君虐殺糾弾全国総決起集会」へと、東山君の遺志を引き継いで、プロレタリアート・人民は進んでいる。革命的プロレタリアートは恐れを知らぬ、仮借ない闘いの必要性をもちつきり知りはじめている。我々共産主義者同盟（R.G.）は、自覚したプロレタリアートの利益を代表する党として、闘いの只中において自らの義務を果たすことをここに誓うものである。

一九七七年五月三〇日

共産主義者同盟（R.G.）中央委員会

△東山君の略歴▽

一九四六年六月七日高知県生れ。一九六九年大阪府立高津高校卒業。一九六九年東京立大学入学。一九七一年二月、三里塚第一次氏執行闘争に参加。一九七一年九・一六闘争において、三里塚野戦病院の自動者部隊として参加。以後、千葉県山武郡芝山大里一〇七に坂志岡団結小屋を開発して三里塚現地で闘ってきた。一九七三年十月二九日に起った坂志岡団結小屋の鉄搭防衛隊員山口義人君に対する機動隊のリンチ事件に際しては、反対同盟・青行塚とともに先頭に立って闘い、機動隊を告発して訴訟を闘う中で本年三月一四日千葉県裁民事部から、原告側勝訴の判決を引き出し、鉄搭決戦を前にして大きな成果を作り出していた。

五月七日―十一日、ハン・スト闘争の記録

ハン・スト宣言

五月三日 大賀光彦

R.G.統一公判を要求して、五月七日早朝より、無期限ハン・ストに突入することを宣言する。

東京地方裁判所刑事一三部裁判官殿

上申書

現住建造物放火

爆発物取締罰則違反

東京拘置所在監 大賀光彦

東京地方裁判所刑事一三部に対する私の三度にわたる（R.G.）統一公判要求上申書の提出、及び弁護団による二度の併合申立て、折衝がこの間行なわれてきたわけですが、これに対して石田裁判長は、なんら法理論を展開することなく不当にも併合要求を却下しつづけ、三月一四日といったつては弁護団による事前折衝を無視し、ついに分離裁判の強行と言う暴挙をするに及び、ここに満身の怒りをこめて石田裁判長を弾劾するものです。

この間の弁護団に対する石田裁判長の言動は、もはや裁判官としての公的な地位さえ忘れたのではないかと思われる発言であり、更に分離裁判の強行、次回公判期日の指定という事態に及んでは、石田裁判長みずからが違法行為、及び裁判所の権威に対する重大な挑

戦行為をなすものであり、私は言いしれぬ不信と憤りをおぼえる。私は、石田裁判長が裁判所本来の使命に立ち返ることを望み、ここに再度（R.G.）統一公判を要求します。

(一)「特殊なケースである」「他の被告の影響を受ける」との発言について

石田裁判長は、弁護団の折衝に対して最初この様な発言をされたとのことですが、これはいかなる意味、いかなる魂胆か？私は、発言された正確な時期を弁護人から聞いておりませんが、すくなくとも一回は（R.G.）統一公判要求上申書を提出しているはずで、私の併合要求にもかかわらずこのような発言をし、併合要求を却下したことは、私の基本的人権をじゅうりんするものであり、発言の撤回と謝罪を要求する。

石田裁判長の発言は、赤い花を見てこれは白い花だと思つて言っているのに等しく、なんら合理性をもちえない不当な発言である。だいたい何が特殊で何を影響されるのであるのか。こんなわけのわからない却下理由は前代未聞のことであり、我々に対して予断と偏見をもつて対処しようとしていると思えない。

(二)「併合問題なら応じない」と発言したことについて

三月一四日の事前折衝要求に対して「併合問題なら応じない」と発言された様ですけど、これもまったく不当な法に違反する発言である。

『刑事訴訟法規則一七八条の一〇項には、第一回公判期日前に、裁判所で検察官、弁護人と共に公判期日の指定やその他訴訟の進行についての打ち合わせなどをする公式の事前折衝を聞くことが規定されているばかりでなく、非公式の事前折衝についても、訴訟法には明記されていないが、訴訟に関する必要事項について打ち合わせ交渉する『確立された訴訟慣行』が東京地裁にはあるものであり、裁判官はみだりに自由な裁量でもって、この事前折衝を拒否してはならないのである。』(『統一公判要求の論理』)

『現に東京地裁の動向として問働となつていよう、刑事訴訟手続において、被告人を訴訟の主体として裁くのではなく、訴訟の客体として機械的、事務的に処理するには(官僚的裁判事務処理)、いかなる合理性・合目的性・必要性等をも無視して、事件の一部分への統一は絶対にしないと(統一公判拒否)、そのための手段、方法として、事前折衝を拒否し、ひたすら職権を強権的に行使して弁護権・防禦権をじゅうりんして分割審理の強行を策するがごときは、適正手続の要請(憲法三一条)現行法の当事者主義の精神に背馳し、いちじるしく不当であつて、許されるものではなく、その一環としての事前折衝拒否は、明らかに違法である。』

この理は、非公式の事前折衝においても、同様である。……非公式の事前折衝について、これを拒否するならば、必然的に、訴指権、法延警察権、庁舎管理権等強権の濫用的行使によつて、当事者主義の訴訟構造を破壊し、職権主義の横暴にいたるのであるから違法である。』(『公安裁判における事前折衝の先例と法規』)

石田裁判長の事前折衝拒否の発言、及び態度そのものに対する私の言いたいことは、この二つの引用によつてなされているが、更につけ加えるならば、事前折衝における不誠実交渉行為も、折衝の実

質上の拒否ないし破壊と同じなのである。

(三)私の出延拒否を「裁判所に対する挑戦だ」と発言したことについて

三月一四日私が出延拒否した理由は、正当な理由のある併合要求に対して、何ら法理を展開するわけでないに、ただ強権をたてにして不法にも分離公判を強行しようとしたからである。そもそもこの出延拒否は、私の正当な防禦権を確保する為の防衛闘争であり、「裁判所に対する挑戦だ」といわれるなんのいわれもないのである。「挑戦だ」といふ石田裁判長の発言は、問題を通りかえ、私に責任を押しつけようとするものである。実は、石田裁判長が国民の「公正な裁判」をうける権利そのものに対する挑戦をしたのであり、更に、弁護人の弁護権、被告人の防禦権そのものに対して重大な挑戦をしたのである。

(四)「弁護人を懲戒する」という発言について

私の手持の刑事訴訟法(P三五)によれば「弁護人は被告人の保護者として被告人の不利益に帰すべき行動をしてはならない。従つて被告人に不利益な証拠を提出したり、又は不利益な主張をする」とは弁護権の主旨に反するのみならず弁護人の論理にも反する」と述べられている。

弁護団は、この理になつて三月一四日に私の利益、権利を守るために事前折衝を要求したのである。一体何の理由をもつて懲戒するのか。石田裁判長は、私達の正当な要求に対して挑戦したのみならず、弁護人の社会的使命に対しても挑戦したのである。私には、裁判長が統一公判要求に対する自己の不当さ、不誠実な態度を隠へ

いするために、このような発言をしたとしか解せません。

(五)「被告・弁護人ぬきで手続きを進める」という発言について

どうして、このような発言をしたのか理解に苦しむ。

刑事訴訟法二八九条(必要の弁護事件)では「弁護人がいなければ開廷することはできない」と明記されているのだから、「弁護人ぬきで手続きを進める」と発言したことは、裁判長自ら「自分は刑事訴訟法に違反するぞ」と公言したことを意味するのである。また同時にこの発言は、「個人の基本的人権の保障を全うしつつ、事案の真相を明らかにしつつ、刑罰法令を適正……に適用実現する」(刑法一条)という裁判の使命を否定するものであり、更に、憲法三七条一項の保障する「公平な裁判所の……裁判」を自ら破壊するものとなる。

最後に、

弁護団から何度も聞いていられると思われ、私達は同じ思想、同じ目的をもち、同じ組織に属していたのであり、さらに大杉範夫、壬生塚博は、私と同じ事件で起訴されているのであり、それも等しく併合要求をしているのである。ここからは、石田裁判長が併合を却下する何の合理性もみいだせないのである。

我々が正当な防禦権を行使できるのは、統一公判によつてである。(まして爆発物取締罰則を憲法違反であると考えている我々にとつて併合か分離かは死活問題である。)統一公判は、当事者主義を發揮し、十分な審理ができるばかりでなく、訴訟経済にも合致するのである。それに、併合はたつた四名である。これまで併合先例で問題になつた様なことは何もない。我々の基本的人権を尊重し、併合

してくれらることを再度ここにお願いします。

昭和五二年四月十五日

東京地方裁判所刑事一三部裁判官殿

併合審理請求上申書

爆発物取締罰則違反被告 大杉範夫

すでに刑事第十五部において併合されている私と藤沢被告事件と刑事第十三部係属の大賀光彦被告事件、刑事第六部係属の壬生塚博被告事件そして刑事第四部係属の足田慎介被告事件との併合審理を、左記の理由でもつて、そしてハンガー・ストライキでもつて請求する。(なおハン・ストは、五月九日より入る。)

昭和五二年五月七日

東京拘留所在監

右被告人 大杉範夫

東京地方裁判所

刑事第四部、第六部、第十三部、第十五部、御中

記

一、私は、昨年一月二八日付で爆発物取締罰則違反事件で起訴され、刑事第十二部に係属していましたが、本年三月一日付で藤沢被告事件と併合され、現在刑事第一五部に係属しています。

しかし、私達五名の併合審理請求は、私と藤沢被告事件とだけでなく、足田被告事件、壬生塚被告事件及び大賀被告事件も含めての請求でありました。それゆゑ私は再び、併合請求を各係属部へ、四月二六日、二八日、五月二日何と三回にわたつて申立ててきました。

二、私の併合請求の理由は、現在も変わっていません。五名の被告事件の主要なものすなわち「五本木派出所事件」「長崎神社前派出所事件」及び「鎌田駐在所事件」はいずれも昭和四十六年一〇・一月にかけてのものであり、通称共産同RGの武装闘争、革命戦争の開始に關する闘争であり、これが検察側と被告・弁護側の攻防の焦点となっております。したがって私達がかつて、同一思想と同一政治目的をもち、同一組織に属して遂行した昭和四十六年一〇・一月の闘争の不可避性と正当性を主張し、立証することにかんが合理的な審理方式は併合審理しか考えられません。また、「五本木派出所の事件」と「長崎神社前派出所の事件」とは、「治安を妨げ……る目的をもって」という点において訴因が共通し、私と藤沢被告の爆発物取締罰則第一条違反事件と大賀被告の同第一条違反事件は全く同一事件であり、壬生塚被告と大賀被告の現住建造物放火事件も全く同一事件です。したがって、これらの被告事件は併合審理されるべきであり、そうすることによって、証拠調べにおける二重手間を省くという点から言っても、裁判所の事実に対する判断の統一性を得ること、量刑の均衡の上から言っても、そして訴訟関係人の主張、立証の努力を集中させることができるといふ点から言っても、利益を得ることが出来ます。私は、これらの理由から併合請求してきました。

三、これらの理由は、併合決定の場合における刑訴法第三一三条第一項にいう「適当とみとめるとき」にあたります。けれども刑事第一三部の石田裁判官は同法第三一三条第二項にいう「被告人の権利を保護するため必要があるとき」という条規を無視され、大賀被告が併合を請求しているにもかかわらず「特殊である」「他の被告の影響を受ける」なる理由でもって請求を却下され、分離

決定され、分割審理を強行されようとしていることは、私達被告には全く納得することができません。特に「他の被告から影響を受ける」なる理由は、正当な法理としては考えられず、私達被告に対する予断としか思われません。四、こうして石田裁判官は三月一四日に期日指定のみであったとはいえ、公判を開き、いままた私達の四月末からの再三の併合要求に何ら回答されず、五月一日に審理を進められようとしておられ、更に伝え聞くところによりますと石田被告事件の併合請求は却下されたとのこと、かかる事情から私はもはや、単なる上申書でもって併合を請求することがあたわなないと判断し、五月九日よりハン・ストに入り、併合を請求する次第です。

ハンガー・ストライキ宣言

共産同(RG) 正田慎介

裁判所は、今日に至るまで、我々のたび重なる統一公判要求を無視し続け、また接見禁止決定を継続している。これらは、いずれも我々被告人の正当な防禦権を著しく侵害するものであり、同時にブルジョア国家権力による共産主義者同盟(RG)に対する階級的・政治的報復策動の一環に他ならない。

したがって第一に共産主義者同盟(RG)に対する攻撃を粉碎し、プロレタリアートの階級的利益を守り、発展させるために、第二に裁判所の「反動化」を弾劾し、被告人・弁護人の権利を守り抜くために、

一、裁判所はすみやかに我々五名(藤沢徹・大杉範夫・壬生塚博・

大賀光彦・正田慎介)の統一公判を実現せよ!

一、裁判所はこの五名を含むすべての被告人の接見等禁止決定を即刻、全面的に解除せよ!

以上の二点を要求し五月七日朝より、ハンガー・ストライキに突入することをここに宣言する。

一九七七年五月七日

東京地方裁判所刑事第四部殿

抗議文

被告人 正田慎介

たび重なる要請を踏みにじり、我々被告人と弁護団の正当な権利を著しく侵害する分離公判の強行策動に断固抗議する。

我々はたしかに、革命的マルクス・レーニン主義を思想的立脚点としており、この我々の裁判は、ブルジョアジーによる階級裁判に他ならず、我々に対する組織破壊攻撃の一環をなすものであると考えている。そしてこのような裁判を行う裁判所は、この資本主義社会における階級対立を超越した「公平な」機関であり、「正義」を実現する所だ、などというブルジョアの偏見を信じているわけではない。

しかし、そうだからといって、我々の裁判において、裁判たるにふさわしい手続及び形式を裁判所は自らが放棄してもよいということにはならないのである。

我々の統一公判要求は何ら不当なものではない。これまでの東京地方裁判所における慣例にそつたものであり、刑事訴訟法の理念に基いたものである。

第一に我々五名(藤沢徹・大杉範夫・大賀光彦・壬生塚博・正田慎介)は、すでに被告事件当時から今日に至るまで、同一組織「共産主義者同盟(RG)」に属しているという事実である。そして第二に、このことは、七一年の革命戦争の開始は、この開始を正当づける思想、政治理論と不可分のものであり、その主体である我々五名を個々切りはなして審理しても、決して全体の意義が明らかにならないというを示しており、さらに第三に、共通の証拠、統一した弁論など訴訟経済上からいっても、重複が回避され、有益であるというところ。第四に、以上からして結局、分離公判になれば事実上被告人の防禦権は著しく制限され、また弁護団の力が分散され、弁護権の行使も著しく制限されてしまうという重大な事態に至るのである。この我々の主張に対し、裁判所はいかに反論するのであるか。聞かせてもらいたいものである。

いたずらに職権をふりまわし、強権的な訴訟指揮を行うことによつて生じるであろう一切の事態の責任は、裁判所にあることを、ここにはつきりと述べておく。

裁判所は、すみやかに統一公判を実現せよ!

以上

昭和五二年五月一日

東京地方裁判所刑事第四部殿

獄中からの報告

我妻正美

前略、今日（三月五日）第一報をお送りできることになりました。まず最初に、私及び私たちに対して、弁護活動や差入れ活動をやって頂いている救援連絡センターの方々、救援連絡センターに属する弁護士の皆様にお礼を述べさせて頂きたく存じます。又、救援連絡センターの事務局からは、私の久松警察署に監禁（拘留）中、連日、あの警視庁公安部の刑事や久松署の、警察的・官僚的な妨害をものともせず、差入れをしてくれた、太田隆さんにも心からありがたうと述べてさせて頂きます。機会があれば、センターの方にもあらためて通信したいと考えています。二三日間の取調べという政治警察の攻撃との闘争に於いて、前述のような接見や差入れ活動は、敵政治警察が、今日の日本の社会の世論なるものの全てが、完全にブルジョアの世論であり、反動的、俗物的な世論であるかの如く前提として、「君らは完全に孤立している」「一握りの君らで何ができる」等々とわめきたてるのに対して、ブルジョアジーの政治警察と対決中の私には、このブルジョアジーの犬共には想像を絶している。プロレタリアの世論、つまり、それは、民主的・先進的・そして革命的な世論の存在を強力に思い起こさせ、そして、自らもこの世論に属し、形成していることを自覚し、この世論に属する人々への裏切りは断じて許されぬことを肝に銘じ、敵、政治警察との闘争のための力とすることができました。

私の二三日間は結果的にみれば、私の他の同志たちのそれより、比較的楽な闘いだつたのではないがと思います。（具体的な点については今後詳しく報告致します）それは、敵にとつては、私の速

捕時点で、われわれの党についての情報は、ある意味では私以上に掌握して（私自身からしほり取る必要もないほど）いるらしいこと。私に対する「調べ」なるものは、終始一貫、もっぱら転向、つまりプロレタリアートの利益を放棄し、共産主義者同盟（RG）という私たちの政党を切り売りし、つまり、私の親愛なる同志たちを裏切れ、という転向の強要でありました。被疑事実については、全くと言つてよいほど、何の調べも受けませんでした。かかる事情と、主體的な条件としては、差入れ、弁護活動の充実（これについては、刑事事は嘆くこと、嘆くこと）、そして、何よりも、一〇・一三以降のおが同志たちの敢闘、或いは共闘の経験が私の前にあつたこと、この事実の重さこそ私に力を与えてくれるものでした。私のいた久松署には、私の入る前に、田中正治同志、恵同志がおり、共に完結を貫徹したことを知りました。とりわけ、田中同志の闘い様を知っていた看守や他の拘留者の証言は、私を奮い立たせるのに十分でした。憎悪と軽蔑以外の何ものでもない、私に対する転向強要の口口については今後詳細に報告する予定ですが、特に心に残つたことを述べておきます。政治警察（検事・刑事）は、われわれの党に対して、私も含めたその構成員の一人一人に対して、あらん限りの誹謗・中傷の攻撃を加え、そして私の私への不信を創り出そうとやっきになつて攻撃しました。一言で、その論理を説明すれば、「……こんな実態の党、お前……だから無駄だからやめてしまえ」「こんな党に忠誠を誓うのか、やめてしまえ」「未来永劫（根本の口ぐせ）に革命など起こせぬ。まだわからないのか、バカヤロー」。私に

とつては、われわれの党があるべき完成された党などでないこと、又、そんな一般的なことを求めても仕方ないこと、この政治警察とは全く反対の立場ではあるが、百も承知していること、つまり、党が未熟であつたり、幾多の欠陥をもっていることが明らかになつたとしても、このことによつて、労働者階級の経済的解放という、われわれプロレタリアートの歴史的使命と事業が消えてなくなるわけではないこと、従つて、プロレタリアートの独自の政党建設の課題がなくなるわけではないこと、それどころか、不断に現状の党の団結の質や実践を批判的に考察し、党をあらゆる意味で強化し、打ち鍛えていくべきものであること、一言で言えば、党を創り出していくものであること。だから、われわれにあつては、たとえ敵の手によつてわれわれの欠陥（これは具体的に語るべきこと）が暴露されたとしても恐れはしない、ましてや「だから党の解散、清算、脱党しよう」などとはとんでもないことである。ところが、この、自ら新しい社会の建設にも、又新しい国家建設にも、従つて警察や国家機構の建設に、意識的に一度も参加したことのないブルジョアジーの政治警察たる調べの検事や刑事たちは、われわれプロレタリアートの革命党を、何か自分たちの属する組織から類推し、われわれプロレタリアートの自らの党に対する態度を、建設していくべきものと考えるのではなく、不満があれば脱党し、気に入れば入党する、つまり出たり入つたりするものという己れの国家や自治体に対する態度でもつて、われわれを類推し、攻撃するのである。勿論、彼らとて、こんな攻撃があまり役立つとは考えていないだろうが、しかし、これ以上の名案が彼らに浮かばない点に、彼らのわれわれに対する力の限界を示しているのではなからうか。そして、この力の限界とは、資本主義（ブルジョア）社会に於いて、唯一の革命的な階

級であるプロレタリアート（の政党）の力を、そして、既に、とつて、反動的な階級となつていくブルジョアジー、このブルジョアジーに奉仕する、雇用された政治警察の力の歴史的な差であり、根底的に、ブルジョアジーとプロレタリアートの利益の非和解性であり、ブルジョアジーは庇理屈によつて、プロレタリアートにプロレタリアートの事業である労働者階級解放の事業をやめさせることはできないことを意味しており、又、他方、われわれプロレタリアートは、ブルジョアジーに城の明け渡しを説得によつて可能であるかの幻想をもつべきでないことを示している。だから、刑事らの最後の文句は、「お前のようなわからん奴は、五年でも一〇年でも刑務所に行け」であり、事実、私は今、東拘なる国家の強制施設に監禁されているわけである。

まとめると、党は、いかなる意味に於いても、個人的な利益に基づいて利用する対象ではないこと、われわれの党は、われわれがプロレタリアートとして行動する上で不可欠である。この党に組織されることなくして、プロレタリアートの利益に基づく行動はあり得ない。従つて、われわれは、手と手を握り合つて、この党を守り抜き、発展・強化していかなばならない。又、プロレタリアートの解放のための事業とは、プロレタリアート自身の事業である。（私はこの言葉を何十回となく、敵への無言の回答とした）だから、ブルジョアジーやその犬たちの関与すべき事業ではないし、彼らが建設的な立場で関与するはずもない。（自称正義感旺盛なる根本警部によれば、プロレタリアートの解放の事業とは、警察の事業でもあるかのようです。どんな事業やら明々白々である。未来永劫にだ）このような見地に立つては、彼らの「君のためを思つて」の説得や恫喝なるものも、どこ吹く風の如しである。それどころか、色気を

出して、今後の党建設に役立つことはないかと熱心に傾聴すれど、案外とないものだ。(東拘で書かれることを非常に気にして、極力情報を私に与えないようにしていた。これも私の場合の特徴です。)

私の取調べを担当したのは、既に周知のことですが、藤沢同志を担当した、自称正義感に燃え、仕事熱心な根本警部(公安課)を係長とし、助手として三浦警部補と、あゝ官城県出身の無邪気な松本巡查部長の三人でした。根本が最初の取調べで、「私は、君の経歴を見て君の取調べを担当することになった根本です。取調べとは」とニコやかな顔で、例の紳士ぶりをもって対応に出た。私は、この根本の言う、私の経歴を見てという理由に、まず、強い私への侮辱を感じた。なぜなら、私の経歴は根本によれば私が簡単に根本にブルジョアジーの軍門に下ることを示しているかのような、あまりにナメた態度だからです。彼の態度が「紳士的」であればあるほどナメている。なるほど、取調べの期間、この経歴を利用した攻撃が行われた。

さて、私も、他の同志たちにならって、二月八日(二時四〇分)の逮捕以降の経過について、特に、政治警察による取調べの模様について、党に対する報告を以降行っていく予定です。具体的な報告に入る前に、われわれのこのような報告活動に対する政治警察官(私を担当した刑事たち)たちの反応や評価なるものを書くことにします。彼らは、私の取調べに入ってから一週間後くらいだったと思うが、各分冊にされたコピーの束を持参して来て、調べの間読んでいました。それが何かと思つて見ていると、なんと、われわれの獄中の同志たちの党への報告文書でした。この文書は、おそらく同志たちの家から略奪してきたものであろうし、又拘留所から継続的に入手してい

志、大賀光彦同志。特徴「正義漢ぶる(偽善者ぶりが鼻につく)、仕事に対して自分一人だけ熱心であると自慢する。自分は頭が良く有能であると臭わす。暗に自分の学歴に対する優越感を臭わす(子供共がおだてるものだから)。この裏返しとして、調べに対しては、ただ単に長時間ほえたれば効果があるとは考えず、自分の裁量で適度に切り上げる。調べ及び説得なるものは、お世辞にも紳士的などと評価できるものではない。まだわからないのか、このバカヤロー、その音のうるさいこと、口角泡を飛ばす、口の中をカタカタ鳴らす、テーブルを揺らす特々。その他「趣味不詳、喫煙せず。口調「テメーエ、東京弁。」

(二) 三浦「取調べ主任、警部補
推定年齢四五〜四七才、身長推定一六五センチメートル(中肉中背)、肌の色「茶系、頭髮「ハゲの徴候なし、妻子あり。出身地「東京、学歴「警王、大学(??)、警察歴「不詳。過去に取調べた者「蜂起左派の佐藤氏、RGの正田同志等。特徴「根本のごとく自己の自慢話はしない。そのかわりグチを漏らす。一見、初老の有閑、遊び人風。着る物のセンスよし(ネクタイ百本持っている)喫煙「ハイライト。口調「典型的な東京(下町)弁。顔「横井庄一をひとまわり小さくし、気合を入れたような顔。警視総監殿：三浦警部補は、手の痛さにもめげず、どんどん、テーブルを叩き、自己の職責を果たしたことを証明します。せめて、次回は警部に昇任させてやりたまえ。

(三) マッチャンこと松本「助手、巡查部長
年令三五才、妻子あり(子供三人)、出身「宮城県築館町(築館高校卒)、実家は農家(但し、土地が二ヘクタールあるが兼業している) 警察歴「刑事部のマル暴から公安部へ、柔道三段、色

る(刑訴法一九七条により可能)のであろう。彼らいわく、「お前ら、いいもの書いてくれたな、どんどん書いてくれや、お前らが取調べの時喋らないものだから、一体われわれの話にどんな風に反応しているのか、さっぱりわからなかったが、なるほど、この文書を見るとよくわかる。今後の取調べ技術の向上に参考になるよ。どんどん書いてくれ。とにかく、一体こんなくだらんことを書いて何に必要と言うのだ、そんな暇があれば……でもしる。イヤ、こんなことでも書いていないと、気がおさまらないのだから。こんなことを書かせて、竹内毅の下につなぎとめておく算段なのだろう、なさないようにして。さあ、こんなところだ。彼らにすれば、決して表面上の平静さとは裏腹に、心中、穏やかならざるものがあるにちがいない。とりわけ、具体的な情報(特に、今後のわれわれに対する攻撃の手の内を見せるような情報)については、私の前では話さないようにしていた。(たとえば筆談やメモの手渡し)われわれの報告文書は、彼ら取調べ官のボス共さえ知ることのできない彼らの仕事ぶりや、その無能ぶり、陰口等々を、彼らのボス共への『勤務評定』にもなるし、又、プロレタリアートへの公開報告でもある。(しかし、未来永劫に、諸君らが、いかにプロレタリアートと闘ったか記録され、残るのである。)

△登場人物△
(一) 取調べ係官、係長、警部「根本
推定年齢四二才〜四三才、身長推定一七〇センチメートル(中肉中背)肌の色「白、頭髮「ハゲの徴候なし、妻子あり、出身階級「オレも貧しい家のせがれだ」、学歴「某岬の灯台(??)」。警察歴「オレは刑事部で刑事を十数年やつた事々」。取調べた者「革共同の本多書記長、東アジア反日武装戦線の片岡君、RGの藤沢同

白眼鏡(淡ブルーの色入り)、身身一七〇センチメートル、体重七〇キログラム。着る物のセンス関心なし、たばこ「チェリー、共産主義運動の理論、歴史等については無知、無関心。口調「東北の宮城弁の残滓濃厚にある。彼は、直接取調べのアジテーション、演説は行わなかったが、四、五回、突然ほえたてて戦術を行った。それ以外はなんともおとなしく、もっぱら「同郷のよしみ」ど、郷土愛の精神「をもつて、私を参らせようとした。彼のあらゆるしぐさが、実に純朴で、無邪気なものには驚いた。警察部内では、仕事まじめな人で通っているようだ。この男いわく、「お前らエルゲイの文書に警察はエルゲイを恐れていると書いてあったが、なんで警察がエルゲイのような組織を恐れてはならないんだ、警察にはお前らより頭のいい人がゴロゴロいるんだ、言々」。

以上が三人について私の知り得た調書である。
こうして、第一回の調べは二月八日の夜に行われた。まず、第一回は、根本の自己紹介と、法律に則した形式的な黙秘権についての説明及び黙秘権についての「正しい解釈」(黙秘などしない方がよいという)、或いは「取調べの真の目的」(それは被疑者に罰を与えることではなく「真実の解明」にある言々)についての「正しい解釈」についての「講義」から始まった。根本がどのような意気込みで、私の調べに臨んだかについては、彼の「君の経歴を見て私が君の調べを担当することになった」という発言からうかがい知ることが出来る。つまり根本の眼からすれば(或いは政治警察側の一般的な評価)、我妻は、共産主義者同盟(RG)の一員になるような人間ではなく、何かの狂いで、たまたままちがってRGになつていたのであり、その点を説得し、自覚させてやればコロリだろう、てな評価が想像できる。彼らの言によれば、RGは、ほとんどが学生

出身で、お前は労働者出身で異色だ、というわけだ。労働者が、自民党や日共に至るの運命を委ねることこそ、奇怪な行為であつても、労働者階級自身の政党たるR.Gに労働者が自己を組織することのどこに不思議があるのか。

以下、取り調べの模様の報告を書くことにします。彼ら警察官の取り調べが、その手口に於いて、二〇日間の間、反復と繰り返しが多いので、日時を追つて報告するよりも、手口別に分けて報告したいと思う。

(一) 弁護活動等に対する攻撃

「さつき弁護士さんが接見に来たな、なんと話していたのか、黙秘せよ、黙秘こそ最良の武器だ」と言われたのか、そしてお前はバカだから「そうです、がんばります」と言つたのか、バカヤローいいかね、黙秘権というのは、自分が何もやつていないのに、やつただろうと言われる時にこそ意義があるものであり、決して被疑事実の真相解明を妨げるためのものではない。弁護士がなんでもかんでも黙秘せよというのは、本来の弁護士の活動を逸脱している邪道である。彼らも金のために弁護士をやつて居るのだ、彼らは君らのような組織に寄生して生活しているのだ、根本ははつきりこう言つた。V。弁護士さんになんと言われているのか、完黙すれば起訴にならないと言われているのか。バカヤロー、完黙しようがすまいが、君の起訴は百歩確実だ。しかしだ、いいかね、ただし、君が自分のやつたことについて反省するならば、爆取三条が爆取六条にでもなるのだ。いいかね、警察は単に一人の人間を起訴し、重罪を負わすことが目的でないのだ。だから刑法では情状が認められているのだ。この情状は取調べの警察官が書くのであり、黙秘していれば情状を良く書けない、それどころか、めいいつばい求刑してやる。君なら、

「君なら、戦後の日本の刑法について説明しておく、刑法はドイツ刑法の系譜を引いていて、刑事法は戦後アメリカの刑事法を導入してできたものであり、このアメリカの刑事法は、刑罰を科することよりも更生させることに重きを置いているので、情状が判決に於いて重要なものとなる云々」(松浦検事)

ここで松浦検事の身元や供述を紹介しておく。これは先に書くべき事項であるが洩れてしまった。

松浦：東京地検検察官、推定年令四二、四三才、身長約一六五センチメートル、体重約六三キログラム、セブンスター。最大の特徴は声である。テレビの名声優若山政蔵によく似た低音、顔は俳優にしたら、時代劇の悪役向き(目ツキ悪い)。これまで調べた人の中核派爆弾、怒濤派安島、反日(黒川、大森)、R.G坂井同志。取調べ態度は根本のように興奮しない。根本ほど正義漢ぶらない。

(二) 党に対する誹謗と中傷

(松浦)「君らの五年間の実験は完全に失敗に終わった。君らは五年間、一体何をやって来たのかね、一発の爆弾もやらなかった。君らはこの五年間、読者に寄生し働かずにつけて来ただけではないか。政治警察との闘争を、最も強調してきた君らが、ついに崩壊してしまつた。」

(根本)「いいかね、君らは百年前のマルクスの生きた時代の教条をそのまま信じ込み、今月の現実に無理に適用しようとしている。だがね、後期のマルクスは暴力革命を絶対視せず、平和革命を主張した。マルクスは社民主義者になつた。ところが、君らはこんなこともわからず、相も交わらず、百年前の教条の暴力革命一辺倒に凝り固まつている。君らの教祖竹内は、理論と称してむずかしいこと

爆取三条でなんだかんだで十年間の刑務所暮らしだ、十年といえは、君、幾つになる、四三才でないか、そんな事でシヤバに出て何ができる。その頃は党も分解してなくなつて居るだろうし、誰も面倒など見てくれる者もなく、その末路はのたれ死にだ。Aこの三三十一〇四三という真理から、革命しいさん」として淋しくのたれ死ぬにちがいないという結論を導く論理を盛んに繰り返していた。お前は法律を知らないから、喋れば重罪を負わされてボイされると思っているが、事實は全く逆ではないか。例えば、藤沢を見る、彼は党にひっくり返つたようだが、それでも軽い判決になるだろう。見る、あの片岡(反日)は私が調べたのだが、全面的に自供したので情状つけてやつたのに、鈴木弁護士が警察から奪つてやるとして、片岡もバカだから自供をひるがえしている、そして裁判闘争を闘っている。せつかく死刑を逃れるようにしてやつたのに、あれでは死刑まぢがいない。逆に、正田を見る。前回逮捕された時、完黙などするから一諸の罪になつて居る連中はもう刑期を終えて出て来る頃だというのに、喋らなかつたばかりに今から刑が始まるのだ、結局五年間損したのだ。お前だつて完黙で行けば、七一年の〇〇闘争、××闘争を知らないとは言わせないぞ。爆取三条でめいいつばい刑務所に行つてもらい、今度は爆取一条で再逮捕、再々逮捕してやるから覚悟しておけ。結局一生罪を背負つて生きていかねばならない、御天道様の下を堂々と歩けないのだ。正田も「もう二度と警察になどパクレたくない、チクショー」と言つて居るように、全部、吐いて行かない限り、何度でもパクつてやる。お前らは、ブルジョア法を否定しながら黙秘権を行使するというのは矛盾している、黙秘権なんか使つなよ、コノヤロー、お前は凶悪犯罪人であることを忘れるなよ。」(根本)

を沢山書いて居るが、彼は、マルクスやレーニンという先達の理論を現実に創造的に適用するのではなく、先達の理論をそのまま引用して居るだけではないか。いいかね、マルクスが、資本主義社会はその下で発生した二大階級の対立によつて自動崩壊すると予言したが、百年後の今日になつても、世界のどの資本主義、自由主義国家が崩壊したか。革命が成功したロシアや中国も資本主義の未発達の間だつた。マルクス主義は百年間、資本主義諸国の労働者党によつて、社民主義として受け継がれて発展して来ているのだ。今日の西欧、東欧諸国の共産党を見よ、ソ連の反体制運動を見よ、日共しかりだな。このように変化して来ている。それなのに君らは、暴力革命の教条を信じて居る。なんたる教条、なんたる独善性。共産主義とは、資本主義の自動崩壊論であり、理論に於ける無過誤性、無謬性であり、暴力革命の教条であり、国際連帯性だ。ロシア革命を見よ、レーニンはマルクスの理論の一部を都合よくロシア革命に利用しただけだ。暴力革命とプロレタリアートの独裁はどうなつたか。レーニンの再三の解任の勧告にもかかわらず、スターリンが実権を握り、そして、その後は君も知つて居るな、血の粛清だ。これが、プロレタリアートの独裁を主張する君らの将来だ。こんな君らに国民がついて来ると思ふのか。君らは「反スターリニズム」と称して、ソ連共産党は、社会帝国主義者であり、墮落して居て、自分たちの打倒対象だと言ふかも知れない。だが、あれが、暴力で権力を取つたものの姿だ。暴力で権力を取り、暴力で支配しようとするものは、暴力で倒される。スターリンを見よ、毛沢東しかりだな。四人組の失脚がそれだ。君らのブンド(分裂のブンド)は、レーニン死後のロシア共産党内での権力闘争でスターリンに敗れたトロツキーの思想を出発点にしているな。君が、そうして(完黙で)ツツパつてい

るのも、共産主義特有の独善性、教条主義、無謬性によるものだ。」「君らは、五年間の活動で、革命はどう達成されたのか、どうなんだ。達成されやしないじゃないか。君らより共産党の方が、よっぽど国民に支持されて伸びているじゃないか。君らの考える革命なんか未来永劫に起こりやしないんだ。起こりもしない革命を、できない革命を信じている、このバカヤロー。俺だって貧しい家の生まれだ。働かずに金利で生活している人を見りや頭にも来る。われわれ警察官にだって不満はあるよ、だがね、それを君らのように革命だの、暴力だのに訴えないだけだ。俺だって、日本が、国民の大多数が革命を求め、革命が起こるなら、革命のため決起するよ。今の日本は革命情勢にあるのか、君はあると言っているが、そんなものはないよ。そして未来永劫に、革命など起こらんよ。いいかね、資本主義も、この百年の間に大きく変化して来ているんだ。株式の民主化による修正資本主義になり、誰が資本家かわからないように変わっているのだ。』

以上が、理論家根本の、国際共産主義運動と共産主義やマルクス主義の理解である。彼の子分共のゴマスリ調の補足によると、「係長さん」は非常な理論家であり、勉強家であり、どんなことでも知っているのだそうだ。今、ここでそれを展開しないのは、お前が自分の主張をしないから、あえてしないだけだ。お前が主張すれば、どんな理論でも論破できるそうだ。だから、警察の教育機関で講義もするそうだ。しかし、どんなに物知りであつたとしても、マルクスが社民主義者の平和革命論者だつたなど言うのでは、なんと大した理論家であることだろう。この根本にとつても、又松浦にとつても、共通しているのは、プロレタリア、又はプロレタリアーとというのは貧民というのと同義語であり、従つて、プロレタリア

分の正しさを強調するため、隠れキリシタンの事例をもち出す始末である。

さて、ここで、私への攻撃の項目に移ることにしたい。私への攻撃は、わが党への攻撃と分離してなされ得ないし、事実「RGのアガツマ」への攻撃であり、それ以外ではなかつた。だから、私への攻撃の中には、不可避免的に、党全体への、党中央各同志への、その他の同志への攻撃も行われた。それも併せて記述することにした。取調べ期間内の時間的な経過からみても、まず「家族」のことから報告する。

(三) 家族

私が逮捕されてから五日目の二月十二日(土)の取調べの時、係長の根本がいなく、三浦が、「係長さんはお前のため朝から駆けずり廻っているんだ云々」と言うので、何を頼みもしないことを勝手にやってやがるのかと思つて、まもなく根本が現れ、「郷里から家族が来ている、会うか」と言うので、黙つていて、連れてくるからと言つて、近くの部屋に待たせてあつたのか、父、兄弟の三人を連れて、取調べ室に入つて来た。そして、この三人は、イスに座り、私の顔を一目見るなり、三人揃つて、めそめそと泣き崩れてしまつた。私としては、まさに、ブルジョアジーとプロレタリアートの階級闘争の真空中に、事情を知らない第三者が飛び込んできてこの聖なるプロレタリアートの戦士の闘いを見て、なんと不幸な光景かと嘆き悲しむこの三人の大の男たちを見て、一瞬、なぜ泣くのか理解できず、仕方ないから眺めていた。そして、かわるがわる、彼らの言うことによれば、「お前さえ、ちゃんとしてくれたら、わが家は何の心配もないんだ。何とか助けてける。そりゃ、何年も一

トとは飢餓状態にある人であり、又プロレタリアートは極貧でなければならぬという、独善に満ちた思想を持つている。だから、革命を要求する権利がある者とは、この極貧の人々であり、革命運動とは、この貧民救済運動のことであり、われわれにかかる運動への転換をすすめるのである。この点でも、プロレタリアの極貧困化を主張したマルクスの理論は破産したと宣告するのである。更に、彼らが「貧民救済運動のすすめ」を語る時、又「職革RGの労働嫌い」を語る時、彼らの顔があまり晴々しないのは、彼らが、貧民救済のために何かやるとすれば、貧民自身の決起を弾圧することであり、又彼らがどんな生産労働もせず、税金と称して国民から強制的に集めたカンパに依存している集団であることを、少しは自覚しているからかもしれない。

根本の党中央に対する攻撃は、主として竹内同志に集中している。理論家でインテリの根本としては、自分自身への高い評価の見地から、竹内同志がいかに大したことの無い人間(又は理論家)であるかを証明しようと、必死に努力してみせる。一片の自己批判もしないとか、藤沢が自供したのは竹内の責任でありながら、藤沢に自己批判を要求している。理論は先達の単なる引用だ、あんなことなら評論家にもなればよいのだ、誤字、脱字が多い、とかが、その証明の材料であり、何よりも「大したことない奴」ということを大声で主張することが、その証明方法なのである。又、根本によれば、「今回の一斉逮捕の責任は、竹内が七一年秋に、RGの登用試験として爆弾闘争を提起したことであり、あれさえなければこんなことにならなかつた」根本が、私の前で竹内同志を攻撃してみせるのは、彼によれば、私と竹内同志の関係が、教祖竹内とその信者の関係であると、勝手に捏造しているからに他ならない。そして根本は、自

緒にやってきた仲間を裏切れと言われても、簡単にできないだろう。オレだつてできない。そこをなんとか頼んでいるのだ。お前一入ががまんすれば、家族の何人が救われるんだ。お前はオレらより、兄弟の中で一番、家のこと思ひだつたし、家の手伝いも一番やつたじゃないか。あの気持ちはなくなつたのか。お前はそうして、俺たちにも口をきかないのか、お前も大したもんだ。当然弁護士さんに言われているんだらう、『黙つて完黙二三日』と、俺も労組の書記長をやつたからそんなことは知つているよ。俺の所は、会社が偽装倒産で組合は闘つたが、結局、得したのは会社と弁護士だつた、いつも損するのは俺たち労働者だ。お前は東京にいるからなんでもやれる、俺だつて東京にいればお前と同じことやるよ。しかし、俺が今いるのは東京でなく「矢附」(蔵王町矢附)なんだ。お前も矢附がどんな所かは、少しは知つているだろう。矢附も変わったよ、わが家の直ぐ近くを東北縦貫道路が走つている、あの猫田山は削りとりれてなくなつたよ。それで今土地が高いんだ。父ちゃんも、土地なんか全部なくなつてもかまわないから、正美を運動からやめさせる覚悟をしている。弁護士も家で付けてやるからな。とにかく気持ちが変わるまで何度でも東京に来る。家に帰つて、母ちゃんの看病でもしてやつてくれ。父ちゃんに仕事でも手伝つてやつてくれ。家を出てからスキーやつたことあるか。俺なんか今でも毎週滑つている。今度南蔵王に山形蔵王に負けない立派なスキー場ができる。帰つて来て、そんな所で働く気はないか、とにかく、俺たち親類や家族に迷惑をかけるのはやめてくれ。それとも何か、俺たちに怨みでもあるのか。俺たち子供の頃、学校に行くのでも、人に後ろ指、さされたことあつたか。恥ずかしい思いしたことあるか。あつさり捕まるようなドシに何ができる、家族の不幸も救えない奴に何ができる。お

前らは創価学会と同じだ、しかし創価学会の方がまだましだ、爆弾なんか仕掛けないからな。俺の家にも創価学会の人が来て、学会に入れば正義が戻ってくる、母ちゃんの体もよくなると言われている。お前らより、共産党や社会党の方がよっぽどましだ、社会党をどう思うのか、社会党に入つて社会党の委員長にでもなれ。お前のやつていることは田中角栄と同じだ、人に迷惑かけて、……」(主に兄の発言)父の発言は、「正義、なんてことをしてくれただんだ」ということと、人間は正しいことをやっていけば、堂々と太陽の下を歩ける」といふような故事を喋っていたが、よく憶えていない。後で、私が家族に対して口をきいた時、どうでもいいようなことを父に質問し、話させた。それは、父が生きている間、一度聞いておとうと思つていたことだが、彼の旧日帝軍の兵士としての軍歴についてであった。父は、いわゆる典型的な東北農民の徴用兵(出征兵士)として、日帝の中国侵略戦争に伴い、中国人民を殺りくするため狩り出された経歴をもつています。勿論、彼も他の日本国民の大多数の人々が考えているように、あのことは決して、お天道様に恥じる行為であるとも、又他人に迷惑になる行為であるとも考えたことがないかのようです。私の取調べに対して父が答えたところによると、昭和十八年の七月に召集され、仙台の部隊に補充兵として入隊し、そこで混成軍団を編成し、中国の湖南省地区の警備の任務についた、戦闘は一度もなく、敗戦となり、捕虜となり、昭和二十一年の六月に帰国した、というものであった。このように、私の父の場合でさえ、又一般にわれわれ日本人には、自分だけは誰にも迷惑をかけていない、自分だけは天に恥じない生き方をしている、などということを決して言えないような、歴史的にも、現在のにも、本人たちの主観や無自覚とは関係なく、他人に巨大な迷惑を与えているの

である。今回、兄たちが必至で私に訴えた主張を支える論理は、この迷惑論であった。だが、私のこれに対する見解は(といつても彼らに語つたわけではないが)、今日の階級対立と階級闘争に基づく社会に於いて、いかなる人間といえ、他人に迷惑をかけることで生きることができないということだ。われわれがプロレタリアートの利益を貫徹しようとするれば、ブルジョアジーや小ブルジョア共にも可避的に迷惑をかけるわけであり、ブルジョアジーや小ブルジョアに迷惑をかけず、彼らの利益に合致するような、プロレタリアートの階級闘争とは一体あり得るだろうか、あるわけがない。われわれの共産主義運動とは、誰にも(全国民に)迷惑をかけるない運動などではない。この最もありふれた『迷惑論』なるものの階級的、政治的、性格を厳密に規定して、これに対処する時、その欺瞞性を見抜くことができる。私が、兄たちの『迷惑論』に対して取るべき批判は、今日誰でも誰かに迷惑をかけるまいで生きられないような社会に生きていることを理解させ、且つ、その迷惑の内容や性格は、この社会の諸階級の利害の対立に規定されていること、これを理解させ、彼らが、プロレタリアートに迷惑(敵対し)をかける立場をとるのか、感いはプロレタリアートに迷惑をかけること(私を転向させようとする)を拒否し、ブルジョアジーに迷惑をかける立場をとるのかを要求するものでなければならぬ。更に、兄たちにも若干話したのであるが、いわゆる『私の』(?)家族に於ける特殊性は、この家族なるものは、典型的な、没落しつつある小ブルジョア(事実上没落した)であること。戦後の農地解放による小作制度がなくなり、農民は旧来の小作地を所有する、小土地所有者となつて小規模な営農によつて生活してきた。ところが、戦後の日本の資本制的生産様式の巨大な発展によつて、よほどの大農でない限り、駆逐され

没落の危機に陥っている。この農民の経済的基礎の崩壊が、農民の家族と親族関係に影響を及ぼさないはずはない。私の場合、家族に於いても、親族関係に於いても、血縁があまり意義をもたなくなり、それよりも、階級的、政治的結束の意義が重大となつている。私の子供の頃は、今日ほど農民の没落は激しくなく(というよりも、予想もできなかったこと)、一家が所有する農地を対象として、家族全員が共同労働をし、又農繁期など集団的な作業の必要な時などは、特に、母方の親族(母の姉や兄たち)が大量動員され、助力をし、又し合うというところを通じて、家族も、又親族の連帯、交流も成立し(その上、冠婚葬祭の時の結集)だが、肝心の農業労働がなくなれば、家族の共同労働も、親族間の結(ゆい)もなくなくなるのは当然である。そればかりか、私の兄弟の場合もそうだが、農民であることをやめた農民や、農民となることのできない農民の子弟は、プロレタリアとなるのである。私の家の場合の「不幸」とは、没落しつつある農民ということにあるのではなく、完全に没落し切つていない点にある。だが、これは時間が解決してくれそうである。兄や弟は、既にプロレタリア化しているわけだが、それは自分の意志によつてプロレタリアになつたかのように思い込み、プロレタリアとしての十分な自覚もなく、ましてや、資本制的生産様式の下で小ブルの没落の意義など知るはずもなく、既に自分にとっては極端でしかないところの農民の気分や感情を、プロレタリアという外観の中にもつていのである。こうしてみると、彼らが私の前で流した涙や抗議の性格も、より深く理解できそうなのである。つまり、私がプロレタリアに転化したばかりでなく(これだけにとどまるなら、親の「不幸」も軽い)、プロレタリアートとして行動するまでに純化したこと、この点に、わが家の歴史と現実(農民としては没落し、

家族は皆家を出てバラバラになつてしまつた)が、私の『爆弾犯』というおまけまでついて表現されたことへの、没落小ブルの怒りとしてみることが出来る。『全て悪いのは、プロレタリアになつて、しかもプロレタリアートとして行動する正義が悪いのだ。奴こそ、家族解体の元凶だ。奴がプロレタリアートとして行動するのさやめてくれたら、わが家は、一五年前のわが家に戻るのだ』というわけだ。彼らは、興奮のあまり、現実の蔵王町が一五年前のそれとは、経済的にも、政治的にも大きく変化していることを、都合よく忘れてしまふのだ。『家に戻つて、昔のように暮そう』と。

この突然の訪問者(過去からの使者かと思えた)を見て、又その言うことを聞いて、小ブルジョアの無力さをつくづくと思つたものである。そして、父は帰つてから、心配のあまり(?)倒れたという。私の前でもめめを泣いたこと、その上帰つてから寝込んでしまつた、などと聞かされると、私には同情心よりも、もう、怒りさえ湧き上がってくる。「なんと情ないんだ」と。わが家の最大の「美德」であり、最大の欠点というのは、闘争のことを知らないことだ。このことは、私にとつて、一貫として、子供の頃から不満で仕方のないものだった。確かに、そのためわが家は他人に迷惑をかけられることがあつても、他人にあまり迷惑をかけることはなかつた。そしてそのことは、農民の場合、ある程度可能である。ただひたすら朝早くから夜遅くまで、黙々と野良で働き続けることは、誰の迷惑にもなるものではない(家族内部の利害を無視すれば)。そして、農民は誰の剰余労働に寄生することもしないのだから、より多い生産物を得ようとすれば、ただ黙々と働くしかない。ここから、ただただまじめに働く人間像が美德とされるイデオロギーが生まれる。つまり、『誰にも迷惑をかけず、まじめに働くのですよ』だ。これが、

わが家のイデオロギーである。そして、かかる小農民の純朴なイデオロギーは、勿論、今日の農民の実態などに照応するはずもないし、(一五年前ならともかく)、ましてや、資本一貫労働関係に照応する企業に於ける、社会の荒波に於ける、あらゆる人間関係に於いて、実践の指針となるはずがない。たしかに、かかる純朴なイデオロギーの持主は、一方では他人によつて重宝がられもする。だが、当の本人にとつては、このイデオロギーを持ち続ける限りは、精神的に自分を殺し、抑圧し続けることになる。私の弟(末)が気が狂つたらしいのだが、おそらく、わが家の気質(闘うことをしない)とイデオロギーと現実との矛盾の中で、自己の精神を破壊させてしまつたのではないかと思う。だから、私の父の態度、つまり、私がRGとして新聞に大きく報道されたことで肝を抜かし、めそめそ泣き、寝こむようなことに対しては、本心に怒りすら涌いてくるのである(その立場を理解したとしてもだ)。全く「父の威厳」など微塵もない。従つて、既に何度も破産を宣告されている、わが家の気質とイデオロギーに対しては、断じて妥協はしない。だから、兄が、「子供が恥ずかしくて学校に行きたくない、と泣いている」などと、自分の子どもを擁護するような発言に対しても、同情より怒りが先に来る。つまり、いつまで、めそめそとした、闘うことをしない人間をつくることをしているのかと。現在の社会が階級社会であり、人々が敵対する社会であり、この社会で生き抜く以上、階級的立場がどうであれ、闘うことをしない者、闘うことを知らない者は、生きる資格のない人間と言われても仕方ない。まさに、私にとつて、今回の家族とのやりとりは、わが家の経済的・下部構造の変化(没落農民のプロレタリア化)に照応して、遅れてやつてきた精神生活上イデオロギー上の、旧来のそれが、激しい闘争によつて崩壊してい

くを見る思いがする。従つて、解体したわが家の再結束があるとすれば、それは、既にプロレタリア化した兄弟を軸とした、階級的団結としてしかあり得ないのである。かかるプロレタリアートの利益に基づく、階級的団結を内実とする兄弟の新たな結束を得るためには、プロレタリアートの利益に、反動的、懐古主義的に敵対する没落小ブルの小ブルイデオロギーとの非和解的な闘争は不可欠である。彼らの主張は、現実の資本制生産様式の発展によつて、没落する小ブルに照応するけれど、彼らにはこの没落そのものを押しとどめる力はない。勿論、この力は今日誰も持っていない。彼らの没落とプロレタリア化は避けられないのである。問題なのは、彼らがプロレタリア化するからと言つても、プロレタリア化した農民(子弟)が、自然発生的に共産主義思想を持つことになるわけではないという事である。これはあまりにも明白なことである。だから、プロレタリア化した農民(子弟)を、プロレタリアートとして行動させるためには、彼らの場合も、独自のプロレタリアートの政党に組織されねばならないのである。そして、それはわれわれの義務である。特に、彼ら没落農民に対しては、農民の没落とプロレタリアートの数の増大の不可避性についての唯物論的、共産主義的見地による説明による宣伝、煽動が不可欠であろう。全く、これほどまでに農民の没落が進行するとは、私の子供の頃には予想もつかないことであつた。まさに、マルクス主義の正しさが見事に実証されている(詳しい今日の農民の現状については、私は殆ど無知に等しい。わが家の実情からの類推)。

さて、若干、寄り道してしまつたか、再び元に戻りたい。家族の私に対する「取調べ」は、主に兄が発言し、それは前述のごとくであり、弟は、もっぱら哀願調で、優しさで、又は懐古調で参らせよ

うとするものであつた。雑談の際の、私の家族に対する態度や発言に対して、インネンをつけられることになる。

「家族がどんな気持ちで帰つて行つたか、お前知つているのか。帰る時、どうかよろしくお願ひしますと頼まれた、あの年老いたお父さんの後ろ姿を見た時、俺もなんとか御家族の願ひを実現してやりたいと思つた。春男(弟)さんは、バスの運転手をしていることだが、心配のあまり事故を起こさないとも限らない。そうした刑事罰になるよ。蔵王町というところはどんな所か知らないが、そこで、お前のためにどれほど苦しい思いをしているか考えてみる。多分、世間からはこう言われているだろう、『あそこの我妻さんの家はよ、末弟が気狂いでよ、正美(次男)は刑務所に入つていんだとよ、あそこの家はよ、云々』。そうすれば、今後、兄弟の子供たちの就職、結婚にまでついて廻るんだ、そんなことも考えられないのか、バカヤロ。なんだ、あの態度は、自分だけ立派のよう態度で見下していたじゃないか。お前は手紙を書くと言つていたが、手紙で家族を説得できると思つていいのか、世間の人は、お前らが考えているように、お前らを見ていないんだぞ、バカヤロ。なんだよ。家族に対しても完全するのと思つた、喋りやがつて、出された弁当をバクバク喰ひやがつてよ。……」こういふようなことを、これ以降、しつこく、しつこく、繰り返して浴びせて来た。弁護士問題については、統一救済の弁護士さん以外に絶対に選任しないことを家族に述べ、今後は必ず、救済を媒介として面会なり、何なりをするように注意をし、五九一―一三〇一を教えた。父にこの五九一―一三〇一のメモを渡した。ところが兄は無視の態度。転向させることしか頭がないのだから当然だろう。もつとも、私としては、私の「家族」の要求の階級的性格が明白に小ブルジョアの要求で

あることを百も承知しているわけで、かかる小ブルの小ブル的要求に、われわれ偉大なプロレタリアートがどうして屈服しなければならぬのか、冗談じゃない。私が転向(プロレタリアートの偉大な使命と党を裏切る)しないことで、わが「家族」がメチャメチャになるが、誰が死のうが、やむを得ない。階級闘争とは決して平穩な道を進むのではない。毛沢東を見よ。彼は幾人もの肉身や家族を敵に虐殺されて失つていふ。あのベトナム戦争を見る／等々と、「房に入つてよく考えておけ」という「房」の中でも、敵のアジテーションの際中も、そんなことを考え意志統一していた。又、検事松浦の話から推察できたのだが、おそらく壬生塚同志も、同志の妻子、家族のことで、さんさん攻撃され(非人間の鬼ヤローなど)たのではないだろうか。にもかかわらず、同志は毅然と、当然にもその攻撃を粉碎し、完全を貫徹したことを、私は敬意をもつて、自己の闘いに活用させてもらった。又、「プロレタリアートの利益と()

共産主義者の世界」とか、自衛隊の隊歌の一節(この隊歌は、当時私が気に入つていた隊歌)に「……のびゆく日本の自由を守れ」というのがあるのだが、それを「……プロレタリアートの利益を守れ」などと、詞を改正して、口ずさみ、意志統一をしたりもした。ここで歌が出たので、ついでに報告しておけば、三池闘争の「がんばろう」というのは、単純だが、闘争中の歌としては実感がわいた。われわれプロレタリアートの革命軍の軍歌は、われわれの闘いの目的、性格、根拠等が抽象的ではなく、単純明快、且つ具体的に語られるものがよいのではないかと思う。その点、自作の「プロレタリアートノリエキマモレ」(曲がついています)は、自分が完全闘争によつて何を守るのかを、明快に示して有効でした。

(IV) 経歴を利用した攻撃

「家族」から、次に、私の経歴を利用した攻撃の報告に移りたい。敵、政治警察は、私の逮捕と、マスコミのブルジョア社会への「公開制」を背にして、ただちに班を編成し、即ち計画していた通りの聞き込みルートを通り廻したようである。そして、そこで得た情報、誰某の供述書を振り廻しながら、私を崩さんとムダな骨を折った。実家に対する聞き込みは行われたかどうかは知らないが、一応、警視庁↓白石署としてあつたとみてよい。そこでの情報、「お父さんによると、君は入間基地から宮城の蔵王まで自転車で帰って、家族を驚かすような根性の持主だった」という情報を根本は披露しただけである。そして、この情報は「おだて」の材料になったのである。『自衛隊』これについては、まず、政治警察（「治安当局」）は、入間基地にある航空自衛隊の警務隊（旧憲兵隊）の入間分遣隊（これは、例の佐渡で小西を逮捕した部隊）を訪れたようである。この聞き込み班は、同基地内にある、かつて私が所属した部隊である入間管区隊を訪れ、昔の私について調べ廻った。そこで得た情報は、「彼は誰からも好かれていた。勤務も非常にまじめだった」という「おだて」に使える情報であつたようだ。自衛隊関係の情報はこんなところだったが、かなり多くの人が、単に私と昔（在隊中）関係（非政治的）があつたというだけで、軍事警察たる警務隊と、警視庁の公安部の政治警察にインネンをつけられたのではないかと推測できる。いずれにしろ、かかるブルジョアジーの番犬隊は、「韓国」に於けるKCIAのように、闘うプロレタリアート・人民・兵士の最大の憎しみの対象でなければならぬ。又、日本に於いても今後益々そうなるだろう。君らは、何故にプロレタリアートの解

た（注）のは、私のところだけであつた。それだけでも誇るに足るだろう。そして、この新生児が成長するにつれ、これを眼のかたきにし始めたのが、会社よりも旧来からの労組幹部であつたことも、当時においても驚くべき事実ではない。そして、彼らの労働組合主義者としての政治技術の老練さの前には、情熱と行動力を主たる武器とする新生児は、あまりにも未熟であり無力であつた。しかし、われわれ「反戦派」は、労働組合主義者に勝利できなかった。それは、決して、労活の一部にみられるように、労働組合運動の方針や戦術、又は組織形態などをめぐる闘争においてはではない。党と革命をめぐる激しい党派闘争に於ける敗北であつた。労働組合主義者は、自らは社会党員や共産党員ではないのだが、われわれに対しては、社や共と結びついて応戦する。ある時は、「価値と使用価値」をめぐって争ったり、この社共や労働組合主義者を打倒していくというのには、生やさしい課題でないことを痛感したものである。にもかかわらず、この者共を打倒しない限り、労働者の階級的強化はあり得ないことを益々感するのであつた。従つて、例の労活や、少数派労働運動の人々には、この点では批判的であつた。つまり、反戦青年委員会が提起したものは、決して、労働組合運動のための労働運動を提起したのではなく、労働者（私）に、革命を、労働者階級解放運動を提起したと考へていたし、今もそう思っている。ところが、その後の「反戦派」が、革命と労働者階級解放運動に執着するのでなく、できるだけそれには触れず、もっぱら「労働組合」のことに話題をずらしていったのは、やはり、不真面目といふべきだろう。とにかく、当時の労働運動に対するわれわれのかけた意図は、社共や、既成の労組幹部共よりも、断然正しかつたのである。その限りで、われわれの未熟さや欠陥を指摘することは、当然可能である。

放を妨害するの、そこをどける。」

『京都国際ホテル』ここへは、警視庁の京都分局のメンバーが行つたらしい。ここでは、彼らは成果を得たと得意そうであつた。ここでは、私は、職場で推されて代議員となり、又推されて執行員となり、推されて委員長を経験している。そして、委員長は一年満期であるが、私は、半年で委員長を「辞任」したようなことがあり、これこそ、彼らの絶好の攻撃材料なのだ。「お前は委員長になつたが、執行部全員から浮き上がつてしまひ、半年で委員長を辞めざるを得なかつた。組合員は、奴にはついていけないかつたと言つてるぞ。お前の一人よがりの独善性が示されている。結局、お前は組合で誰にも相手にされなくなり、ペ平連に脱出したのではないか。労働運動での己れの限界を、RGに入ること、その解決を求めたのではないか。お前は、自分の組合の労働者一人もオルグできていないじゃないか、それで何がプロレタリアートだ、バカヤロー……」

確かに、一九六八〜一九七一年のあの労組での実践は、現在のわれわれの地平からみれば、欠陥や誤りを指摘することはあまりにもたやすい。しかし、われわれ、いわゆる当時の反戦労働者が、直接誰の指導もなく、ただあるのは、革命的な情熱と、新しい労働運動の担い手はわれわれしかいないのだ、といった気分をムンムンさせて、当時の新左翼の共通の政治的質を職場の労働者に持ち込むために、労組の方針に実現するために、全力を尽したことは、それが、いくら未熟なものであつたとしても、恥じる必要などいささかもない。あの当時、旧来の思考と思想の下でしか労働組合を考へていなかった、執行委員から浮き上がらなかつたような労働組合の活動家こそ、恥じるべきであつたと言つても、言い過ぎでなからう。少くとも、当時、全日本ホテル労連において、「反戦派」が形をなし得

しかし、それをもつて、共産主義運動の破産とか、ダメな奴などと結論づけるのは不可能である。政治警察の諸君よ、われわれ労働者階級自身の問題に口を出すのはやめたまえ。ムダだから。

（注）右翼の市販のリストには、「国際ホテル反戦」などと命名されている。又、当時のホテルの状況と反戦グループのメンバーの気分は、高野悦子『二十歳の原点』（新潮社）に表れている。彼女は、ホテルでバイトをしていたのです。

(V) その他の攻撃

『獄中報告文書』

次に持ち出して来たのは、既に報告したが、倒の、同志たちの『獄中報告文書』である。つまり、これのあげ足とりをして、私に対して、わが党がいかにダメであり、それに忠誠を誓つて「ツッパ」つている私がいかにダメであるか、を証明してみせるためであつた。根本が攻撃したのは、竹内同志、境同志、足田同志などであつた。共通するのは、誤字、脱字への批判である。（辞書もなく、急いで書かねばならない条件下では、いくらでもあり得る）竹内同志に対しては、既に報告したくらいが精一杯である。足田同志へは、「完然の神様」（根本の形容詞）へのケチつけと、「敵国家権力である裁判長に、なんで上申書などを出すんだ」という、われわれの裁判闘争への口出しである。尚、彼らは、足田同志の上申書のコピーを所持していた。境同志へは、随分、ケチにならないケチをつけていた。たとえば、よくわれわれの敵（しかもガキ）が使う論理なのだが、「女性解放など叫ぶのなら、なぜ、男のいない国に行かないのか、行けばよいのに」と、小学生のようなバカ話でケチをつけて、南洋かアフリカの孤島を指名する始末である。この論理は、よく三

浦も使っていた。「RGが革命ごっこをやりたいなら、初島（東京都）にでも行ってやれ云々」と。われわれも言ってみよう、君ら警察は、プロレタリアートとRGのいない所に行つて、反革命活動やれど。ともかく、このようなケチつけの後に、「君らの組織がいかにデタラメで、くだらん組織であるか、もうわかつたらう、エーエ、まだわからないのか、バカヤロー」となるのである。

△下野野郎▽

次は、私のこれまでの諸活動をドジと評価して、ドジ攻撃である。それは、(1)「10・13ガサの後の職質で、なぜ本名を名乗つたのか（東調部署の取調べ室で）。これは革命家として、RGとして、あるまじき行為であり、ドジである。」であり、又、逆に「この点にお前が人間性を持ち、党（竹内同志）のロボットでなく、自分で判断できる能力をもっていることを証明している。だから、今回も人間性を示せ。」と続くのである。(2) 逮捕されたことのドジ。お前はバクろのなんか、本当に簡単だった。吉田をバクろたから、今日はアガツマをバクろるか、そうしよう決めて、二時間したら、お前はバクろられた。全くドシヤローだ。頭にアンテナ付けて歩いているんだからだめだよ。こんなドジに、この先何ができる。せめて、完黙ぐらいやらなきや格好つかないだろう、まあ、がんばつて完黙しろ。(3) 一九七二年の×事件のドジ (4) その他 読者をオルグできなかったドジ。お前らの読者は、みんな昔の友人や知人関係で、独自にオヌグしたのなんかいないじゃないか、ドシヤロー。国際ホテルでのドジ、等々のドジ攻撃

△取調べ態度▽

次に△取調べ態度▽に対する攻撃。

「そのお前の姿勢は、RGの姿勢（スタイル）ではないな。ポケ

以上で取り調べについての手口別の報告を終わります。

次に、私の房での生活について報告しましょう。ここではかなりリラックスして過ごしたようです。看守や「仲間」たちにも、ずいぶん話しかけられました。だが、彼らの「取調べ」にも黙秘しました。雑談には応じたが、この雑談も注意が必要です。なぜなら、取調べの刑事は看守から情報を得ることに努めているからです。雑談に於ける発言には慎重を要する。他の房の「仲間」たちは、マルコウ（公安）というだけで、一目置いているようです。確かに、彼らの、われわれへの評価をよくするには、それは完黙しかないし、これが最良だと思います。「とにかく、信念を貫くことは立派だ」（住吉連合組員）であり、「大したもんだよ、がんばれよ」となる。当面の目標が、取調べに対する完黙にあつたので、又、特に、要求すべきこともなかったため、看守との衝突も一度もなかった。毛布のたたみ方などは、自衛隊式で模範的であつた。（これはどうでもよいこと）この、「仲間」には、何度も、東拘や刑務所を体験したことのある人が何人かいて、運動（とタバコ）の時に、積極的に質問して、東拘や刑務所の生活について聞いた。そうすると、不思議なもので、われわれは、「希望に満ちた気持ち」で、「東拘に行きたい」とか、「刑務所はどこがいいから、どこへ行きたい」などと語らうのであつた。又、「網走に行つたら、そこに誰々がいるから、そいつによろしく伝えてくれ」「OK、まかしとけ」、こんな話をしていると、彼らさえ平気なのに、われわれ革命家にとつて、徴役が「恐い」などという気持ちなど、全くなくなつてしまふ。ともかく、刑務所が、賃金奴隷制に適應できない人々のためよりも、なによりも、賃金奴隷制（＝私有財産制）の廃止のために闘うプロ

ットから手を出せ、ちゃんと座れ」、又、「そんなに固くならずに楽にしろ」「壁に背をつけるな、前へ出る」「手をテーブルの上に置き」「真直ぐ見る、頭を上げろ」「空を見てみる」「どこを見ていんだ、空など見るな」「どこを向いて話を聞いているんだ、このヤロー」「折角、部長さんがお茶出したのに、お茶ぐらい飲めよ、自供薬など入つてないよ」「差入れ食べるか、食べるなら持つて来るぞ、返事ぐらいしろ」「どこか体悪いところはないか、返事ぐらいしろよ」「おはよう、と俺が言つたら、ぐらい言えよ」「お前は自然食やらないのか、なんなら買つて来てやるぞ」「なんだ、その顔は。もつと晴々とした顔をしる」「ほら、鏡で自分の顔をよく見ろ、見れないだろう、凶悪犯人の顔だ」——こんなことが、毎日、毎回、あるわけだ。

この取調べ態度への攻撃に対しては、彼らが、われわれの同志たちの「誰はこうだつた、あーだつた、なのにお前は」などと、いろいろデマつたが、極力、私は「マイペース」を旨として、自分にとって闘争し易いスタイルを堅持していくことを心に決めた。私を勝手に逮捕し、勝手に監禁し、取調べなるゴウモンをやつている奴に、なんで「おはよう」などと言えるのか、バカバカしい。とにかく、奴らが、房に手錠をもつて連れ出しに来る姿を見ると、むしろに腹が立つてくるのであつた。「このヤロー」と。そして、私にとつて、闘争し易いスタイルとは、「おはよう」であろうと、なんであつた。又、できるだけ警戒したのは、慣れてくると気がゆるむことにより、油断することであつた。だから、油断こそ大敵であると肝に銘じるのだつた。それでも、いろいろな小さな油断をしてしまつたようです。

レタリアートのためにこそ、従つて、われわれ（マルコウ）のためにあることを、今さらながら実感しつつあります。

■結語■

私も、今後は、先に行く諸同志たちに学びつつ、総括的な作業、公判の準備作業に着手していくつもりです。

「RG救対ニュース」№1の編集後記で、「一層の秘密活動の習熟、組織上の純化に役立てるよう努力が要請されている」という提起には、無条件に賛成であります。この点に於いて、10・13・2・8によつて象徴される事態は、われわれにとつて、生涯忘れることのできないものであり、決して忘れてはならないと思ひます。わが党の秘密活動（地下活動）をつくりあげる闘いは、獄中、獄外を問はず、全ての党員の責任であるでしょう。今、強調しておきたいことは、諸同志（たとえわれわれ二人）の逮捕されるに至つた秘密活動上の欠陥の情報は、直ちに、われわれの現在の秘密活動に活かされるようにされねばならないということです。そして、これは、わが党の経験ばかりでなく、他党派、あるいは一般犯の経験さえも軽視できません。なぜなら、敵の捜査技術の「進歩」は、単にわが党との間でのみあるわけではないからです。諸同志の報告には、逮捕に至る契機がありませんが、勿論、それは集中されていると思ひますが、詳しい思想的、政治的総括発前に、実践技術上の教訓こそ、肝心です。一言で言えば、われわれ被逮捕者の「ドジ」を、獄外の人々が絶対に繰り返さないで欲しいということです。

政治警察との闘争―秘密活動上の若干の教訓について

吉田 稔一

私は二月七日に吉祥寺の路上で、男・女二人連れの私服に逮捕され、二月二十八日に爆発物取締罰則三条違反で起訴されて、現在東京拘留所に拘留中です。この文書が印刷されて読者の手もとにとどくころには第一回公判は終了し、第二回公判（六月二二日）真近になつていゝと思ひます。獄中での活動条件は新聞・一部雑誌の購入等一部解除を勝ち取つていゝといえ、いまだ「接見等禁止」であり、よいとはいへません。しかし、この東拘の先輩の同志達、救済の同志達、弁護士の方、また家族等の戦いと努力、援助によつて、私が獄中で党に対する責任をはたしていくための完全とまではいかないまでも最低の条件は確保できており、この条件を改善していくための闘いを行なうとともに私に課せられた責任を果たしていきたいと考えています。まず私が報告しておかねばならないことは、我々の政治警察との闘争―秘密活動を新たな基準のものとして作り上げるための二月七日までの若干の経験と、そこで気付いたことだと思ひます。

政治警察は、昨年初頭から我々に対する攻撃を開始したものと思われませんが、我々は政治警察の包囲に昨年四月末ごろから一部気付いており、それ以後攻防戦を行つても、昨年十月一三日からの政治警察による大弾圧を迎えることになつた。このことは我々の旧来の政治警察との闘争―秘密活動上の基準が政治警察の新たな体制と技術による攻撃によつて打ち破られ、我々の旧来の基準が役立たなくなつていたことを示しています。むろん我々はこのことに全く気付いていゝなかつたわけではなく、それを克服するための作業に必死

全国政治新聞の発行と結びついた文書を軸とした党活動への移行について述べておいた。ここに我々が辛づる式に発見されていゝた我々が考える理由が示されており、そしてそれをどのように克服するかということに対する見解が示されている。旧共産同の時代、各級機関は革命運動に於る様々の機能を専門化することなく持ち（専門化は不可避的に分権主義の原因となつた）、一切合切のことが会議で打ち合わせられ、会議で決められ、また会議の場で学習がなされ、そして作業がなされた。旧来の分権主義・自治主義的傾向の克服ということが自覚されればされるほどこの傾向は強くなりさえた。それは水平主義的傾向・共産主義母体論的傾向の中で頂点を迎えることになるが、それが克服されたのちも新たな党運営、党活動が作りだされない限り程度のちがいはあれ会議を軸にすること、そして専門化が不徹底であることは何ら変らなかつた。いうまでもなく革命運動に於る様々の機能が専門化されなければならぬ。会議は多く、そして活動は手工業的なものならざるをえない。そして会議が多ければ多いほど、それが日常的なものであればあるほど政治警察は一人のメンバーから他のメンバーを発見する機会を多く持つわけであり、他方我々からすれば政治警察の尾行等に注意を払ふ必要が増加し、尾行を確実にまくことは困難になる。だとすれば専門化をはかり、会議の回数をへらせばよからうという因循が当然予想されるが、これでは問題は解決されない。我々は旧来会議の場で行つてきたことを何らかの形で行つていかねばならぬのでありそれは文書で行う以外にない。我々は全党的に、また各級機関においても文書で問題点を煮つめ、整理し、ある程度解決していくことができなければ、会議の回数をへらし専門化を実行することによつて分権主義に陥ることになるだろう。つまり旧来の会議を軸にし

に取り組んでいたわけですが、当面旧来の基準にたよらざるを得なかつたということ、そして政治警察の我々に対する包囲についての甘い判断ゆゑにこの大弾圧をさけることができなかつたわけです。むろん政治警察はスーパーマンであるわけでも、我々が決定的なミスをしたわけでもなく、政治警察は我々のある一メンバーに対する包囲から始め、我々の若干の秘密活動上のミスに助けられつても、基本的には張り込み、尾行、聞き込みによつて辛づる式に我々への包囲を拡大していつたわけである。この場合新しい攻撃の方法は政治警察が東アジア反日武装戦線、革マル派・中核派間の党派闘争の中で学び、開発したと思われる点張り方式・集中尾行方式（きわめて多数の私服を必要に応じて一挙に投入して尾行する方法をこう呼んでおく）である。そして政治警察は我々を大体包囲したと判断したうえで十・一三の一斉逮捕・捜索を行なつたわけである。それに対する我々は昨年四月末から部分的に二つの中心を持つた数ヶ所への政治警察の包囲に気付いたのであるが、この二つの部分のつながり理解できなかつた。そして十・一三以後の調査によれば、十日一三日の大弾圧・自宅へのガサという現実になつて考えた所、自分への尾行、張り込みについて「やつぱりか」・「あれがそうだったんだ」・「あれかもしれない」と思ひ当る人はかなりいた。つまり我々は個々人が持つていた政治警察の包囲についての疑念を集約していゝなかつたのである。

まず我々は何故辛づる式に発見されていつたのだろうか。我々は「RG 敵対ニュース」一号で会議を軸にした党活動とその規律から

た我々の党活動は、七一年秋の烽火一派・旧神奈川左派との党派闘争の中でスターリン経営細胞論を批判し、PB・YB、RG 政治軍隊を党の中核とした党建設へと党の改組をはかり、政治警察との闘争、連合赤軍―赤軍派との党派闘争の中で階級闘争に対するマルクス主義の原則を復権し、マルクス・レーニン主義の組織に関する根本思想である中央集権主義を復権し、それを組織政策へ具体化してきた我々にとつて、中央集権主義の思想に基づいた党活動をサークル主義・自治主義・分権主義的傾向の残滓との闘争の中で作りあげていくために不可避のものであつたといふことができる。しかしこれは現在明らかに我々の手工業性を示すものになつていゝ。我々は文書に基づいた活動に習熟していかねばならない。いやこれは政治警察によつて強制されてさへいゝ。

むろんこの場合、第一に組織の基礎に中央集権主義の思想をおくことを忘れてはならない。そして第二に、この文書に基づく活動はあるが、ここではこの問題については述べないことにする。

文書による活動によつて、まず連絡という仕事が多分・専門化することが可能であり、そうならざるを得ない。そして会議の回数をへらし会議の性格を変革することにならざるを得ない。まず前者から見ておくならば文書による活動によつて、文書を運搬する仕事、または発信・受信する仕事が多分・専門化されたグループのメンバーの仕事、またそうならなくとも機関、個人のはたすべき特別の仕事のひとつにならざるを得ない。この入達の仕事、この業務にたざさわつていゝ時の仕事は政治警察に発見されないように尾行されないように文書を運搬すること、発信、受信することであり、その注意はもつぱら政治警察に向けられなければならない。そしてもつぱら政治警察

に注意を向けることが可能になるのである。また会議が特別の行事になることによつて、我々は会議に結集するためたつぷり時間をかけて政治警察の尾行があるかどうかを確認するために特別の処置を行うことも可能になるであろう。また会議のあとに同じく同様である。そして我々はそのうち日常的にも定期的に政治警察の張込み尾行等を特別の手段によつて組織的に点検することが可能となるであろう。そしてこのような仕事によつて秘密活動の技術は発展させられ、秘密活動の規則に我々は一層習熟していくことができるだろう。

さらに文書による活動は不可避免的に機関内においても、機関相互間においても専門化を促し、我々は政治警察から一層とらえられにくくなるにちがいない。このように全国政治新聞と結びつき、党内公開制の適用に習熟した文書による活動は旧来の我々の組織活動、機密活動を根本的に変革する性格を持ったものである。そして我々はとりあえず、機関紙の発行と結びついた文書による活動、連絡（街頭連絡・受信・発信等）を機関、個人の行うべき特別の仕事の一つとし、さらに特定のグループ、個人の専門的な仕事として作りあげること、これからはじめればよい。そして我々はこれをすでに部分的に実行してきたし、実行することができ。我々はこれを実行することを強制されている以上、まず歩き始め、そして困難な問題が出て来ればそれが何であるかを明らかにし、一つ一つ解決していけばよい。

もう一つ問題にしておかねばならないことは、先に述べた疑念を持つてはいたが、それが十日一三日まで個人の疑念にとどまり、集約されなかつたという点についてである。いうまでもないが政治警察の張り込み、尾行に関してそれが単に疑念であつても、それらの

疑念が情報として集められ、それが評価されるならば、一定の明確な事実を教えてくれるものである。又は点検、調査する必要性を教えてくれるものなのである。とりわけ政治警察の我々に対する張込み、尾行等が巧妙になればなるほど我々は政治警察の動向を明確な形で掌握することは困難になるわけだから、このことはぜひとも必要である。どのようにそれを行うか。いうまでもなく定期報告によつてである。すなわち政治警察関係の一切の情報を必ず報告すること。報告すべきことがない場合、ないことを報告することである。そしてこの報告の内容に関して定型化していくことである。例えば政治警察の動向といつても、わが同盟を直接わらつてくるものもあれば、労働運動、大衆運動関係のもの、地区のオマワリのもの等があるわけであり、また彼らの情報収集の仕方には尾行、張り込み、盗聴、スパイ等あるわけである。これらの政治警察の動向に関する報告が定型化されてくるならば、報告の作成は秘密活動上の点検と結びついた報告機関、報告者の政治警察との闘争の定期的な点検となるであろう。この定型化は党内公開制によつてなされるが、その前提はいうまでもなく詳細な報告である。詳細な報告なしに、その党内公開制の適用なしに、我々は政治警察との闘争、秘密活動上の点検、報告を定型化することはできない。

今回政治警察は、我々を張り込み、尾行し、近所の聞き込みを行ない、盗聴を試み、搜索し押収を行ない、強制同行し逮捕を行ない、取り調べし起訴を行なつてきたわけである。彼らは彼らがなしているすべてを行なつたはずである。それに対して我々はこの全てを暴き出してやらねばならない。この全てを知り、そしてこの全てを暴き出すことによつてしか、我々はこれら一つ一つに対して、全党において、そして全ての読者が、政治警察と必死の闘争を強いられるい

七月二七日

吉田・我妻同志第四回公判

圧倒的な傍聴を

RG救済ニュース編集委員会

読者諸君の圧倒的な、一時金カンパを訴える！！

△送り先▽

第一勧業銀行

虎の門支店

口座番号 ○四六一二六六一六二〇

堀江幹男

公判日程

五月二四日

六月一六日 坂井与直同志公判（一時）

六月二三日 吉田・我妻同志第二回公判（一時一分）

六月二三日 正田慎介同志第二回公判（一時）

六月三〇日 坂井与直同志公判（二時）

七月五日 境・雅子同志公判（二時）

七月六日 吉田・我妻同志第三回公判

七月一九日 大杉・藤沢同志第一回公判（一〇時）

政治警察は、昨年一〇月末一〇〇ヶ所に及ぶガサ入れを、爆取を利用することになした。その意図は、我同盟とプロレタリアートの結合を分断することで、社共・新匠翼とは異なる独自の革命運動の形成を粉砕することであった。その成果はどうであったか？

政治警察のガサ入れ、会社、家族への通報によつて、非法法党と結合する労働者は職場から追放され、親兄弟から絶縁され、社会的な制裁を受けるのだぞとブルジョアジーから脅迫された。

抵抗する間もなく退職させられた人も居た。しかし、名々、共産同(RG)の革命家から学び取った信念(革命的マルクス・レーニン主義)に依拠し、職場の労働者、地域の労働者と団結し反撃に立ち上つている。新聞報道にあつたように、大賀英二氏は自らの属する労組と共に、解雇の不当性を東京地裁に認めさせた。ここに紹介する山本君は、起訴されると都水道局から休職処分が付された。彼は、拷問に等しい長時間の取調べを受けて一時政治警察に屈服した。一審が終了し、職場の友人、彼の属したグループの援助と彼自身の問いつめの中で、政治警察への反撃を奮い控訴した。

(一)

彼は親しい友人と共に、デマキャンペーンの粉砕を、ますます激化する労働運動に水を差す日共との闘争の問題として、自らの政治警察への屈服を国家に対する民主主義的態度の未克服の総括を経る中で情宣活動を組織した。この活動を支援委は、プロレタリアートに

対する最底の義務と位置づけている、という。

(三)

支援委は、上落合下水道局と山本君が以前居た台東区役所にピラ入れをした。両所での労働者の反応の変化は、実に急激であつた。第一回のピラ入れ時の反応は、半信半疑というものが大部であつた。二回目のピラは、その疑問に答えて作りあげた。すると労働者は「覚せい剤」に問題があるのではなく、それを利用してのブルジョアジーの政治内容とは何なのか？をこそ考えねばならないと転換し始めた、と支援委の諸君は我々に伝えてくれた。

我々は、支援委が更に山本君の総括を發展させ、労働者の共産主義への接近を押し進めることを期待している。そして我々も政治的煽動を組織するために、国家に対する急進民主主義的態度を克服する作業を押し進めてゆくだろう。

共産主義的煽動の扉開が、どんなに恐怖すべきものなのかを政治警察は身にしみて知るであろう。

以上

△資料V

現在「休職中」である、山本君の公判闘争に対して

上落合下水道処理局労働者の支援を訴える

山本支援委員会

△「共産同(RG)は覚せい剤を資金源」と
商業新聞に報道させた政治警察の狙いは何かV

山本は、昨年一〇月一四日夕刻、何の理由もないガサ入れにより、覚せい剤を所持していたとして現行犯逮捕された。

政治警察・ブルジョアジーによる非法法党(共産同(RG))の組織破壊攻撃の一環であつたが、荻窪駅前交番爆破告知義務違反なるペラボウな罪名でRGのメンバーをパクツてみても、何一つ攻撃の糸口を見出せず、その容疑によるガサ入れの時、偶然出てきた覚せい剤を利用して、商業新聞を動員し、RGの中傷と不当捜査の正当化に努めた。

「犬が人間にかみついてもニュースにならないが、人間が犬にかみつくとニュースになる」という話があるが、よくもまあヤシ馬根性を発揮してデタラメ記事を書いてくれたものだ。

山本が覚せい剤を持っていたのは事実だが、それは拾つたものであり、逮捕されるまで覚せい剤だということとは全く知らなかつた。それを何の根拠もなしに資金源などとデッチあげた。

その意味するところは何か。それは、この間の一八名に及ぶ被逮捕者に一貫してなされている攻撃「武装闘争と非法法党建設はやめる、経済闘争を行え」という言葉の中に表われている。武装闘争を行い、非法法党建設の建設を行う者に、労働者階級の支持はな

く孤立し、革命とは無縁な覚せい剤を資金源とすることなしには存在できないのだ、とても言いたいのだろうが、残念ながら無駄骨折りにすぎない。

△敵のもくろみは成功したかV

RG検挙(警視庁の勝利)RG壊滅なる図式化は単なる宣伝にすぎない。確かに政治警察は、非法法組織の部分的破壊には成功したといえよう。だが進展する階級闘争の流れを止めることはできないし、又、革命戦争を組織する非法法党を建設しようとする労働者の根強い志向までを破壊することはできない。政治警察の勝利と思つたものが、実は失敗であつたことがこの間除々に証明されつつある。

私の例をとれば、敵の唯一の武器は、不法な手段を用いた逮捕(長期投獄の恫喝のみである。その用いる手段たるや、法律に無知でウブな闘争の未経験者にしか通用しないものである。事実上、党組織から離脱した者に「やめる」と強要し、不当に「犯罪者」にしたあげ職を奪つてしまふ。こんなやり方に恐怖する人間がいるとでも思つたら大違いだ。権力は何の政治的効果もあげていない。かえつてRG組織の強化の教訓を与えたのだ。権力は、RG検挙(RG壊滅によつて、革命戦争(遊撃戦)の可能性をさかんに宣伝しているが、事実は全く逆でしかない。刑事は「おまえRGをやめてよかつたな」と言いつつも、すぐ「オマエ、ヤメレ」と矛盾したことを言う。このような幼い言葉は、非法法党に対する恐怖を表現している。又、下手な弾圧の口は、より自信を深めさせる。

国際非法法党建設(政治局)軍事委員会・RG(政治軍隊)を中核として、経営細胞論克服の道を行ってきたRGの組織建設が、未だ手工業性を克服していないと、いうことにすぎないのだ。この事実を「

政治警察に負けた」と言つて清算し、党建設を否定する「労働者本隊論」に帰ろうとする人々は、ブルジョアジーと政治的に同盟したのであり、日共と同一でしかない。

△無罪を有罪にする権力の手口▽

北海道の道警、道庁爆破で逮捕された大森勝久君は、何の証拠もなしに、道警を爆破したとして起訴され拘留されている。今回のRG弾圧も何の証拠もない逮捕→ガサ入れ→起訴である。この二つの共通した事件は、非合法組織に参加する者には権力自ら『法』を犯すことなしには指一本触れられないことを教えている。

捜査から有罪判決までが、全て不法行為で固めないことには何一つ弾圧の実はないのである。危険な橋渡りだが、この安全を担う者として登場するのがスパイのように検事からさし向けられた芝四郎なる弁護士である。この男は、私に権力のデッチあげを全て認め「武装闘争は誤りです、ついていけません、RGはやめます」と叫ばせることだけを任務として現われてくるのです。

すなわち、憲法三五条、刑法二一九条一項に違反した家宅捜索→刑訴法規則一五六条一項違反の覚せい剤らしき物の押収→令状主義に反した試薬試験→逮捕→弁護士の接見妨害→弁護人選任権の妨害→芝弁護士選任の強要→起訴後の接見禁止→二月一日のたつた一回での結審、判決（有罪）がそうである。法律的に無知な者を、わけのわからぬうちに逮捕し接見禁止にし、一切の情報を断つて、権力の好むことだけを強要してはじめて成果がある。それもささやかな成果である。

一二月一日の法廷では、希望する弁護士の選任は全て妨害され、

五・九高裁控訴棄却の判決、基本的人権の砦を放棄し

治安の道具たる本性を暴露

山本、非合法組織防衛→労働者階級に対する責任を果たすため上告を決定

以上簡単に報告し、以下のように、ブルジョアジーの新聞を使つた宣伝を批判しておきます。

先日のピラに対して、好意的な意見が数多く寄せられました。このような形で、みなさんと論争の接点ができたとを嬉しく思います。資料には、卑劣なキャンペーンを一貫して続けた朝日新聞を使います。

(一)

この新聞は、ウソも百遍式の読者なり労働者をバカにしたデマゴギーが総計七回くり返されるが、ここで一貫しているのは「覚せい剤は資金源である」ということだ。その根拠として種々のへ理屈が毎回小出しに並べたてられる。これを要約してみると、「覚せい剤は資金源である」なぜなら「同盟員の毎月の給料の二割、ボーナスの五割の上納では、竹内・坂井らの生活費の捻出は困難であるのでその資金の不足を補わなければならない」（一〇・一八夕刊ニュース三面鏡）からである。「一六グラムの覚せい剤は大量であり、五百万円に相当するが、竹内ら最高幹部六人に注射跡はなく、薬は通常販売用に一グラムずつ包んであり、注射器を持つてゐるのは客にうつてやるもの」（一〇・一六朝刊）とみられるからである。その具体的な例として、山本は「昭和四十六年当時、ケースワーカーとして山谷に出入りしており、ここでレポ役となつて仲間と連絡をとり、

芝弁護士を信用してはいなくても、法廷で自分の口で訴えれば、簡単な事件であり、罪になるような状態になく、裁判官もわかつてくれるだろうと、甘い考えで臨んだのがダメだった。芝は検察官の主張を全部認めるだけではなかった。私が「覚せい剤は捨つたものであり、自分の所有物じゃない」と主張すると、裁判官は「覚せい剤が被告人の所有物でないとすると、一回で裁判を終ることはできないではないか」と言った。芝は色をなし、検察官と一語になつて「否、所有物と認めていいのだ」という始末であった。私は裁判の進め方もわからず、弁護士のこのアマリの言い草にただポウ然としてしまった。

出獄して、初めて救援連絡センター等から数々の権力の不法行為基本的人権の尊さを知らされ、権力への一步の後退は千歩の後退につながる事情がよくわかり、違法捜査、弁護人選任権妨害により、唯一の証拠たる覚せい剤は証拠能力が無い等、という理由で控訴したのである。

しかし、戦後の高裁が事後審査審として構成されているとは言つても、四月一日高裁刑事三部小松裁判長は、権力のこの不法行為を何ら考慮することなく、一審で争つていないものを高裁にもち込んでダメですと言つた。彼は、羽柴弁護士が、憲法一刑訴法違反の重大事実であるが故にと、異議申立てをしたにも拘らず却下した。今度の公判は判決で、期日は五月九日（月）午後一時半からである。おそらく「控訴棄却」の判決になると予想される。私は断じて有罪判決を許すことができない。有罪はRGの組織破壊の一環であり、非合法組織の防衛の一部を狙うものとして上告をして徹底的に公判闘争を闘う考えでいる。是非皆さんの支援をお願いする。

一九七七年四月二七日 山本支援委員会

覚せい剤を売つて竹内の逃走を助けていた」（一〇・二一朝刊）となる。

(二)

新聞はRG結成以来資金源を覚せい剤にもとめていることを言いたいのである。ところが、全く根拠のないデッチアゲであるために、根拠づけに使つたのが四十六年当時山本が山谷に仕事で出入りしていた、ということのみである。だから、四十六年だけ覚せい剤を利用したと主張することになつてゐるのだ。彼らの意図とはウラハラに。

よく考えてみよう。「同盟員の給与の二割……云々」では資金不足であった。その「不足を補うため、覚せい剤を資金源」に利用したとなるが、一方では、何の法的根拠もない「ガサ入れ二〇〇ヶ所」→赤報はつづれたと報道している。このような報道のしかたは、彼らの論拠づけそのものが、矛盾にみち、支離滅裂であることを示している。つまり、新聞発表にあるように、ほとんどの構成員は労働者だから、党の支持者一人の給料を一〇万円と大雑把に計算してみても、二割の上納は二万円だから、月額額一四百万円……ということになる。ボーナスも入れ、年間にするとどうなるか？ こんな豊富な資金源があると言いながら、「喫茶店に入つたり、デパートに行き立派なアパートに住んで、過激派の臭いを消す派手な生活」（一〇・一五夕刊）をするため、覚せい剤を資金源にした、というのである。

また、カンパを上納と言ひ換えたら事の本質が変わるとも思つているこのブル新記者共には「概念の欠けているところに、言葉がうまく間に合うようにやつてくる」（ゲーテ『ファウスト』）ものなのだ。党の維持費が、労働者のカンパでまかなわれるのは当然ではないか。

山本が「山谷へ出入りする」のは「仲間と連絡をとる」ためではなく、ケースワーカーとしての義務、生活保護者の家庭訪問だが、それも忙しくてなかなか行けないのが実情であり、行く時でも、午後から、それも一人で行くことはない。「仲間と連絡をとり覚せい剤を売り、竹内の逃走を助ける」ことなど不可能である。もしそれが本当であるなら、山本を犯人隠避で再逮捕するなり、覚せい剤取締法四一条二項の一（単純所持）での起訴ではなく、同法四一条二項（販売目的所持）で起訴してもよさそうなのである。

世界一の科学捜査力を持つ警視庁が「断定し」プル新に得意になつて流した証拠とはこんなお粗末なものである。こんな貧弱なものであるからこそ、山本取調べ担当の三浦刑事が弁護人選任権を妨害し、その上検事お抱えの芝四郎なる弁護人を押しつけ、わずか一回こつきりの公判で有罪を決定するという芝居を演じたのである。

さて、この作業は、皆さんからの批判的要請に基づき応じたけれど、効果的方法とは思っていない。このことは次の例によつても証明することができる。

日本共産党が、例の「スパイ査問事件」を取りあげての民社党「春日、公明党「矢野のブルジョアヒューマニズムによる共産党批判に抗しきれずに、共産党は平和主義者であり、暴力革命は清算したとブルジョアジーに哀願したことに象徴されている。

つまり戦間的な労働組合に反対し、資本の利益を達成するべく帝国主義ブルジョアジーによつて作られた第二組合（同盟やJCなど）の利益を代表する民社党に対して、プロレタリアートの「前衛党」であるハズの日本共産党は、何と、階級闘争の利益を代表する

のではなく、ヒューマニズムの代表者として現われている。ヒュー

マニズムを利用して、民社党はブルジョアジーと最も革命的に闘うことができる共産主義を攻撃しているのに、わが日共は、それに迎合して、査問中におきた死は「ショック死」という弁解のみ言い立てていた。

共産主義者であるならば、あの過酷な天皇制絶対主義に唯一抗する武器「非合法党を、特高の攻撃から防衛しようとした行為として「スパイ査問事件」があつたのだ」と主張せねばならない。

さて、このような態度であつた日共が、政治警察によるRG一斉検挙に対してどのような態度をしたのか？ 彼らは敵の土俵でスモウを取るゆえに、自らの過去の歴史（三・一五、四・一六事件）大量の共産党員の一斉検挙）さえも忘却し、何一つとして権力に抗議しなかつた。そのみならず、RG「発者の主張を引込めることなくブル新と同様の記事で『赤旗』をうずめたのであつた。

さて、次のような見解を、以上の点から批判しよう。ある人々は、覚せい剤のことで逮捕されたのだから、政治弾圧ではないという、すなわち、政治弾圧と犯罪が区別されるかの如く言うのは問題である。

この主張には、一定のあるべき政治運動の姿が幻想され、その姿にあつた政治運動は罰してはならないが、犯罪は罰すべきである。だいたい覚せい剤で逮捕されるなんて、革命運動の名譽をけがすものだ、という考えが推測される。

この主張の問題の第一点は、警察が市民生活を犯罪から守る警護サービス機関であるかの如く考えていることである。そうではない。「国家は階級対立の非和解性の産物でありその現れ……」（レーニ

ン、「国家と革命」）ブルジョア国家権力の役割には、労働者階級にとつてどんな意義も認められない。その意義を認めた上での政治運動云々とは、結局民主主義闘争以外のものではない。これが問題の第二点である。民主主義闘争は、労働者の困苦を和げるものであつても、その原因を排除くものではない。また民主主義闘争が発生するのは「ブルジョアジーが形式的に保証している諸々の政治的自由が、実際には保証されておらず、常に踏みこじられている」（『共産主義』一六号）からである。

民主主義闘争は共産主義に従属させるべきものである。マルクスは言っている。「労働用具すなわち生活源泉の独占者への働く人の経済的服従があらゆる形の隷属・あらゆる社会的悲惨・精神的退化・政治的隷属の根底にあること。」

それ故に労働者階級の経済的解放が大目的であつて、あらゆる政治運動は手段としてこの目的に従属すべきものである」と。（第一インター規約）そして、民主主義に対するレーニンの考え方はこうである。

「ブルジョアジーは、偽善的にふるまい実際にはブルジョアジーの独裁・勤労大衆に対する搾取者の独裁である（ブルジョアの）民主共和制を、国民的権力あるいは民主主義一般、または純粋民主主義とむりやりに名づけている。……だがマルクス主義者・共産主義者はこの偽善を暴露し、労働者や勤労大衆に卒直な公然たる真理を語っている。実際には、民主共和制。憲法制定議会。国民的選挙等々は、ブルジョアジーの独裁であつて、資本のくびきから労働を解放するにはこの独裁をプロレタリアートの独裁にとりかえる以外に道はないのだ、と。プロレタリアートの独裁だけが、人類を資

本の圧迫から、ブルジョア民主主義この金持ちのための民主主義のうそ、虚構・偽善から解放することができ、貧しいものための民主主義をうちたてること、すなわち民主主義の利益を実際に労働者と貧農に解放することができるのである」（『プロレタリア革命と背教者カウツキー』）

一九七七年五月二〇日・山本支援委員会

「RG 教対ニュース」取り扱い店

- △東京▽ 神田ウニタ・模索社・高野書店・寅書房・コマバ書店・幻遊社 吉祥寺ウニタ・幻遊社・文鳥堂
- △横浜▽ △大阪▽ △仙台▽ 横浜ルビコン 大阪ウニタ・曾根崎書店 八重州書房
- △京都▽ △名古屋▽ △北海道▽ 青レイ社・染山泊 名古屋ウニタ 北海道ルビコン
- △九州▽ 九大教養部生協

革命左派の「資本主義批判について」の批判

榎原 均

日共(革命左派)の『解放の旗』三二号を読みました。この号には「資本主義批判について」という論文が掲載されています。われわれと日共(革命左派)との間にはこれまで多くの論点にわたる系統的な論争があったわけですが、この論文を見て、同じ「資本主義批判」という言葉を使っている、われわれと彼らとの間ではその意味がかなりちがうことがわかりました。

私の意見では、三二号で述べているような内容にとどまる限り、日共(革命左派)の諸君達は『何をなすべきか』をはじめとするレニンの文献を正しく把握することが出来ず、したがってまた今日要請されている非合法建設の事業に対してもたえ切れないのではないかと思えます。このことについて述べることは、われわれが「資本主義批判」をどのように把握すべきかということ明らかにすることになり、ひいてはわれわれが直面している問題の解決に役立つのではないかと考えます。

(一)

私はいま『共産主義』一四・一五号、及び『序章』一四・一五・一六号に掲載された宇野経済学批判をまとめて出版するためにその校閲を行っています。『共産主義』一四号の論文に関しては不満なところが多く、ずいぶん手を入れましたが、その他の部分に関しては、未完に終わっている一六号のしめくりをつける事以外には、大きな訂正をやらないうりです。この作業は私が逮捕される以前から、一年半にわたって組織的に続けてきたものですが、三食昼寝つ

き、強固耐震構造のオリの中で最終の仕上げをしているわけです。この作業のなかで、『共産主義』一四・一五号の論文には、蓄積論への言及が不十分であったので、昨今の蓄積論に関する論文を一応書き上げ、これを追加する予定でした。というのは『共産主義』一四・一五号の段階では、蓄積論に関しては旧神奈川左派に属していた旭君が手をつけており、われわれも当時はこれを基本的に依拠していたわけですが、現在の地点から一四号の旭論文を検討してみると、これは蓄積論に関するマルクス主義の理論を復権することに失敗しているということがわかったからです。

私は五月の連休に昨年一応書き上げていた蓄積論の原稿の校閲にとりかかり、かなり手を入れて出版出来るように仕上げた後に、一度よいタイミングで『解放の旗』三二号が届いたわけです。そういうこともあって、三二号で述べられている蓄積論を興味をもって読んだわけです。

(二)

日共(革命左派)は、この「資本主義批判について」という論文で、宇野理論およびソ連派の資本論解釈を批判しつつ、蓄積論の分野では内田義彦の弟子を自任している佐藤金三郎の理論を評価しています。そのうえでわれわれの蓄積論を軸とした資本論研究を正当なものであると認めつつも「しかし残念ながら彼らの資本主義批判は資本関係の始まりと終りがなく、宇野と同じ閉じられた資本主義の永遠の循環運動である。」(P一九)と批判しています。

このような批判は、われわれが「社会主義革命の必然性の論証の

否定に賛成している」(P一九)点で宇野と同じ土俵にいる、といった考え方からもたらされたものです。そして、さらにこういつています。

「RG派の課題は、なぜ労働力と労働条件の分離が発生したのか、なにが根源で労働力と労働条件の分離が発生したのか、そしてそれはどのように発生したのか、資本主義的生産がそれをどのように拡大再生産しつつ、どのように社会主義革命の物質的条件を形成するかをもう一度再考することである。資本主義的生産が所有と労働の分離、資本関係そのものを拡大再生産する社会主義革命のための社会的勢力を生産するという正しい理解を堅持しつつ資本蓄積(再生産)論が資本論理解の軸という考えを堅持しつつ、これらの問題を再考してみることである。」P一九

このような提言のあと、彼らは旧来の「資本主義の基本矛盾」論、「資本主義の核心」論を再度擁護しているわけですが、私はここに一つの落とし穴があると思えます。というのは、彼らがわれわれには「社会主義革命の必然性の論証」がないと批判する理由は、われわれが、彼ら流の「資本主義の基本矛盾」論や「資本主義の核心」論を批判しているからだと思われませんが、私は彼らとわれわれとの間の対立は「必然性の論証」があるかないかという対立ではなくて、「必然性」の把握の内容上の対立だと考えています。にもかかわらず、彼らは内容上の対立を見ようとしなから、彼ら自身の考え方を非常に一面的なものにしてしまっているのです。

われわれはすでに、エンゲルスが『反デュリング論』で述べている基本的な矛盾を、社会主義の特徴づけとして把握すべきことを明らかにしています。(『赤報』一六号)というのはエンゲルスが述べている基本的な矛盾は、資本主義が資本主義である限りにおい

ては止揚することが出来ず、ただその矛盾を運動に転化しているにすぎないわけですから、これは資本制的生産にとつて乗りこえることの出来ない制限であり、資本制的生産がこのような制限をもっている以上社会主義は不可避であるということが、エンゲルスの主張であった、とわれわれは考えているからです。

ところで社会主義革命はいままでもなく、プロレタリアートの事業です。だからその必然性の論証は、単に資本制的生産の制限を主張することのみによつてなされるのではなく、この資本制的生産様式がどのようにして革命的なプロレタリアートを作りだし、彼らを収奪者の収奪へと立ち上らせてゆくのかということも明らかにしてゆかねばなりません。つまり『資本論』は単に資本制的生産にとつての制限を説いているだけではなく、階級闘争の理論に従ってプロレタリアートの革命的役割をもまた同時に明らかにしているのです。

だからわれわれは資本主義批判を、何よりもプロレタリアートの経済的地位とその役割を明らかにする作業に引きつけて行なうべきたわけです。ところが日共(革命左派)の諸君は、資本という要素のみを注目し、資本制的生産の矛盾、制限をとくことを、即「社会主義革命の必然性の論証」と考えてしまっているから、プロレタリアートの経済的地位とその役割とを明らかにする作業は全く放置されてしまい、問題意識にものぼっていないのです。これでは全くの片手落ではないのでしょうか。

私は日共(革命左派)が、資本関係の発生について研究し、また資本制的生産の指標としての意味をもっているレニンの「資本主義の核心」論を強調することは、彼ら自身にとつては非常に意義があったと思つています。というのは彼らは過去において、かの『毛沢東思想研究』に典型的な、日本革命を農民階級に依拠し土地革

命をめざした民主主義革命とする思想をも包括していたからです。これが日本の現実には合わない空論であることははっきりしているわけですが、こうした思想が空論であることははっきりしているわけですが、このことを明確にするためには、資本・賃労働関係の発生と、資本制の生産の指標とを明らかにしておく事がどうしても必要でしょう。だからこの作業は、彼らにとつては意義あるものであることは否定できません。しかしこの作業は今日の非合法党建設にとつて普遍的な意義をもった作業といえるでしょうか、決してそうはいえないと私は考えています。

四

今日われわれが非合法党の建設に成功するためには、レーニンの『何をなすべきか』・『一同志に与える手紙』・『一步前進・二歩後退』などの文献を研究し、マルクス・レーニン主義を復権する必要があると、この作業は、全国的政治新聞を出せばよい、とか、中央集権的な党を建設する必要があるといったレーニンの党建設のプランをまねたり、また、経済主義とテロリズムの克服といったスローガンをおおむがえしにするだけでは不十分です。私は『何をなすべきか』には正しい資本主義批判をふまえたプロレタリアートの経済的地位とその役割に対する正しい洞察がその組織計画の土台にあると考えています。この土台をしっかりとつかみとり、それを復権することなしに、もろもろの組織計画や政治的スローガンをまねてみたところでそれはエセ・レーニン主義しかもたらすことは出来ません。

われわれが資本主義批判を何よりもプロレタリアートの経済的地位とその役割ということに引きつけて明らかにしてきたのは、単に資本主義社会の矛盾を資本制の生産の制限にのみ求め、その結果プロ

レタリアートの経済的地位とその役割に関しては全然考えたこともないという今日の公認の共産党や、また労働力の商品化や労働の疎外ということからプロレタリアートの経済的地位とその役割を導き出している革共同両派をはじめとする反スタ諸派の誤まった理論を粉砕し、マルクス・レーニン主義を復権することに眼目があつたわけでは

そして、第一インター規約前文に簡潔に示されているプロレタリアートの経済的地位とその役割が、正しい資本主義批判から導かれたいものであり、そしてこの見地に立つてはじめて『何をなすべきか』をはじめとするレーニンの組織問題についての文献の内容を本當に学びとることが出来るようになると思はれています。

また、プロレタリアートの独裁の問題もこの見地から正しく位置づけることが出来ると思はれます。日共(革命左派)の諸君はわれわれの批判に関して、「RG派が我々がプロレタリアート独裁思想をマルクス・レーニン主義の眼目としていることから、あたかも我々が権力奪取を最終目的にしているように歪曲し急進民主主義として批判しているが、これは我々への的を得た批判にはなっていない。」(P五)と若干われわれの批判を歪曲して反論しています。われわれはまだ「反権権通信」と分裂して以降の日共(革命左派)の路線を批判してはいないのだから、このことはずっと以前の批判を念頭に置いていると思われませんが、われわれは主として反米愛国路線への批判を通じ、連合独裁路線を急進民主主義として批判してきたわけであつて、日共(革命左派)の諸君の反論はこの点を隠蔽していません。

とはいえわれわれがニュース二号で紅旗派の綱領について「プロレタリアート独裁をプロレタリアートの経済的解放のためのテコと

して位置づけるのではなく、それ自体を『当面の任務』として設定していることであり、急進民主主義である。」(P三)と指摘しているのをごを念頭においているのかも知れません。だがこの批判は紅旗派の綱領についてなされたものであり、紅旗派が綱領のプロ独政府の任務のなかに、プロレタリアートの経済的解放を実現する内容を含めていないことを「それ自体を『当面の任務』として設定している」と述べているのです。この部分をわれわれがあたかも、プロレタリア革命の当面の任務としてプロレタリアートの独裁をかかげないと考えているかのように受け取っている人々もいますが、それらの人々には紅旗派の綱領を具体的に検討する労を惜しんでいるのです。

さて、日共(革命左派)の諸君も、「革命の根本問題は国家権力の問題」であるということ強調したり、プロレタリアートの独裁一般を強調することのみによつては党建設は不可能であるということとを述べるにいたっています。われわれはプロレタリアートの経済的地位とその役割に対する正しい思想を欠落させたプロレタリアート独裁の主張は、ブルジョア国家に対してプロレタリア国家を対置するものでしかなく、ブルジョアジーの打倒ということについて盲目であつて国家に対する急進民主主義的見地を克服することが出来ないということをつけ加えておきます。つまり一部の諸君はプロ独樹立まではブルジョアジーとブルジョア国家に反対してゆけばよくそしてプロレタリアートの経済的解放は権力をとつてから考えればよい、と考えるわけで、こうした考え方はブルジョアジーを打倒することも出来ないし、プロ独を樹立することも出来ないのです。何故なら、こうした考え方はプロレタリアートに依拠していないし、また依拠できないからです。

五

日共(革命左派)の諸君は宇野経済学では「社会主義の移行への必然性」が否定されていると考へているようですが、この点は正確ではないから少しふれておく事にします。宇野はこの「必然性」を経済学の原理論では論証出来ないと考え、現状分析と政党の実践とによつて「必然性」が明らかにされると考へているわけですから宇野理論が「必然性」を否定しているという批判は一面的なものなのです。私はむしろ、宇野理論には宇野なりの「必然性」の論証があり、その内容を批判することが必要だと思はれます。

宇野がその経済学の原理論で資本の運動法則は永遠にくり返すが如く説かなければならないとし、そこでは「社会主義の移行への必然性」は説けないとしているのは、宇野なりの「必然性」についての理解があるからです。つまり原理論では労働力が商品化し、生産過程が商品による商品の生産となつていことを明らかにし、そしてここからプロレタリアートの経済的地位を労働力という商品の所有者として、価値法則に支配されている存在と把握するわけでは。そして本来、物でない人間の労働力が商品化され、物化されているというところに資本主義の基本的矛盾を求め、ここで労働力の商品化を廃絶するという社会主義の必然性の論証を行なつていのである。

これに対し、生産の社会的性格と取得の私的性質を資本主義の根本矛盾とし、ここから社会の発展法則を導く日本共産党のイデオログの場合は、プロレタリアートは社会の発展法則の担い手であるわけであり、共産党がこの社会の発展法則を認識し、社会の発展の方向をさし示すことによつてプロレタリアートが合法的に資本主義を廃止出来ると主張しているわけでは

両者はともに、プロレタリアが資本制の生産の法則(宇野の場合

は価値法則であり、日共のイデオログの場合は剰余価値法則であるという相違はありますが)に支配されているとしていますが、前者は労働力が商品化しておける資本制的生産はくり返されるにすぎないから、労働力の商品化の廃絶という意識をもった政治運動が必要であるとするに對して、後者は労働者は社会の発展法則に従って資本主義を廃止出来る存在であるから、党が社会の発展法則をプロレタリアートに示せばよい、というようながいがあります。このようながいがあるにもかかわらず、両者とも階級闘争の理論がなく、またプロレタリアートの独裁の理論もなく、経済決定論に陥っています。何故なら両者とも資本制的生産の経済的運動法則を正しく把握しておらず、またそのうえに当然にもプロレタリアートの経済的地位とその役割に對する正しい見解を明らかにすることが出来ないからです。経済的運動法則に對していえば宇野は資本制的取得法則を明らかに出来ていないし、日共のイデオログは資本制的生産がその前提そのものを生産していることを見ようとせず、資本制的生産の制限を一面的に強調することによってプロレタリアートの階級闘争ぬきの社会の発展法則なるものを定式化しているにすぎないのです。

(六)

日共(革命左派)は佐藤金三郎から長い引用をして、その蓄積論に關する解説を基本的に正しいとしているわけですが、佐藤は蓄積論を「資本關係が今度は資本主義的生産の結果として如何にして生産され再生産されてくるか」と解説し、これによつて、資本主義的蓄積の歴史的傾向の一節にある収奪者が収奪されるという内容が基礎づけられていると述べています。蓄積論をこのようにとらえるだけでは不十分だと私は考えます。私は今、佐藤の文献を手もとに置いて

ブルジョア憲法に對する批判

法学者によれば、日本国憲法の三大原理は、民主主義・平和主義・基本的人権にあるといわれている。今回私が、爆発物取締罰則を告発するに当たり、かかわつてくる問題は、民主主義の問題と基本的人権の問題である。

私は今後の公判において、爆発物取締罰則が違憲の法令であることを十分に明らかにしてゆく。しかし他方で、明らかに違憲である法令が合憲とされる根拠は憲法そのものにもあることを私は知っている。

プロレタリアートの解放闘争にとつて、民主主義に對する信仰や、基本的人権に對する信奉は大きな毒を流すものである。だから私は、民主主義や基本的人権を保障している日本国憲法が、同時に違憲の法令を合憲とするよう運用され、ブルジョアジーの支配の道具とされていることを明らかにし、民主主義や基本的人権に對する幻想を打破する闘いの一翼を担うであらう。

日本国憲法において保障されている民主主義と基本的人権とは何か、このことを明らかにするためには、まずその淵源となつていフランス人権宣言の成立過程をみておくことが必要である。私は、フランス人権宣言の成立から、最も民主主義的な憲法を定めたジャコバン派の政府の成立にいたるフランスのブルジョア革命について簡単に検討し、民主主義や基本的人権が、どのようなものであつたかを歴史的に明らかにしておきたい。そのうえにたつて、日本国憲法で保障されている民主主義と基本的人権とを検討し、ブルジョア憲法に對するわれわれの態度を明らかにするであらう。

ないので確実ではありませんが、佐藤は商品生産の取得法則の資本制的取得法則への転変の問題や、「流通過程に属する仮象」の問題に對して正しく把握していないと思います。この種の問題は学会においては一九七〇年前後に山田銳夫らによつて問題にされてきたわけですが、しかし彼らも問題を正しく解決していません。この問題はプロレタリアートの経済的地位とその役割を明らかにするためには決定的に重要だと私は考えていますが、学会では問題意識がまゝで見当ちがいになつていくことが多く、ちみつま研究もマルクス・レーニン主義の復権に役立たないことが多いのです。

資本の蓄積過程に關する研究は、『資本論』二三章については昔から比較的よく研究されていますが、取得法則の転変の問題をプロレタリアートの経済的地位とその役割の問題との関連でとりあげた研究は非常に少なく、そしてその少ない研究も成功していません。内田義彦の『資本論の世界』という本を私は丁度目を通したばかりだったのですが、佐藤がならいたいとしている内田(『経済学を生誕』が手もとにないのが残念ですが)の理論は、この本では『資本論』の蓄積論を論じ、取得法則の転変に言及していながら流通過程に属する仮象には全然ふれていません。そればかりか内田はプロレタリアの経済的地位に關しては、「人間がますます完全に商品それ自体になる」(P七七)といったことを主張しているわけですが。プロレタリアートの経済的地位は流通過程に属する労働力の売買によつて媒介され、かつ隠蔽されているという視点がここにはありません。当然経済的隷屬の問題も明らかにされていなくて、学会の研究を馬鹿にする事は誤りですが、無批判的によりかかることによつてはマルクス・レーニン主義を復権することは出来なという事をわれわれは銘記すべきです。一九七七年五月一日

榎原均

(A) フランス人権宣言について

(一) フランス人権宣言成立の背景

絶対王政のもとでフランスにおける資本主義は除々に発展していった。ブルジョアジーも発達し、封建制度を極格であると感じていた。『第三身分とは何か』でシェイエスは旧制度を批判し、こう言っている。「特権者連中は国民の役に立つどころか反つて国民を弱体化し且つ痛めつけることしか出来ないものだ」と示した。ただでは不十分で、更に進んで、貴族階級は社会組織の中には決して入っていないということ、それは国民の重荷ではあるが国民の一部にはなり得ないということ、それを証明しなければならぬ」(岩波文庫二六頁)

フランス革命の直接の発端となつた三部会の召集は、王政に對する貴族の闘争からもたらされたものであつた。絶対王政は財政危機をはじめとする社会的危機に直面し、その国家制度を改革しようとしたが、貴族は自らの特権を守るため第三身分(ブルジョアジー)を王政に對する闘争に引き入れたのであつた。ブルジョアジーは貴族と結びつともすぐ独自の要求を提出した。三部会における第三身分の議員数を倍増させ、僧侶及び貴族を合わせたものと同数にするというものである。王権は一七八八年末にこれをのまざるをえず、一七八九年五月一日に召集されることが宣告されていた三部会の選挙運動は一七八九年早々からはじめられた。

召集され成立した三部会に残されていた問題は階層別の票決か頭数による票決か、というものであつた。ブルジョアジーは三部会の

下に王政を統制しようとし、王権は三部会を自からの支配の下におこうとした。だが選挙の結果そのものが王権を勝ちめのないものとしていた。というのは、僧侶の代議員の多数は下級僧侶から成り、彼らは第三身分の意識と共通な意識をもっていたのであった。ブルジョアジーは一七八九年六月十七日に三部会の名称を国民議会に変更し、税金の徴収に対する決定を行った。これは王権に対する挑戦であった。つづいて僧侶も第三身分との合流を決定した。王権は三部会の会議場の閉鎖でこれに対抗し、ブルジョアジーは「テニスコート」の誓いでもってこれに応えた。結局大多数の僧侶代議員と若干の貴族代議員がブルジョアジーに合流した。ブルジョアジーは国民議会によって一つの権力を打ち立てた。しかしこの権力はまだ実力を持っていなかった。王権は武力でもってブルジョアジーを服従させようとし、軍隊を集結した。

その時パリの民衆が蜂起し、国民議会にあつたブルジョアジーの権力を支え、それに実力を与えたのであった。民衆の蜂起の母胎となつた組織は三部会の第三身分代議員を選出した選挙組織であつた。三部会の第三身分代議員の選出方法は、二五才以上で課税名簿に登録されている住民を、都市では同業組合集会和地区集会和に区分してこれらの集会上級集和である都市第三身分選挙集和へ代表(百人につき二人)を送り、こうして成立した都市選挙集和はさらに代管裁判所管区の第三身分集和に代表を送り、この最後の集和が三部会の代議員を選出した。農村では少数区集和に住民を集め、百永廷につき一人の代表を代管裁判所管区の第三身分集和に送り、そこで三部会の代議員を選出したのであった。この選挙組織は選挙終了後も解散されず、一種の非公式の自治体として機能していた。国民議会というブルジョアジーの権力を支えたのは、この選挙組織だつた。

(二)国民議会の治安立法

国民議会が民衆の革命運動に対する歯止めとして行った方法には次のようなものがあつた。

第一に国民議会は、早くも一七八九年十月二日に戒厳法を可決した。この法律の内容はほゞ次のようなものであつた。

「(1)公安が危くなつた場合に、パリ自治市の史員は、公の秩序を維持するために軍隊が動員される旨を宣言しなければならない(第一条)。この宣言は、自治市役所の正面出窓に掲示すること、全ての街路と交差点に赤旗を掲げることによって行なわれる(第二条)。(2)赤旗が掲示されれば、武器を携行していると否とを問わず不穏集和を開催することはすべて犯罪となり、実力によってこれを解散しなければならぬ(第三条)。(3)自治市の史員は、不穏集和に参加したのから、集和の原因と民衆が改善を望んでいる苦情を聴取する。集和は、この説明のために六名の代表を選ぶことを認められると同時に、直ちに平穩に解散しなければならぬ(第五条)。直ちに解散しない場合には史員は、大声で三度解散を勧告する。第一回「戒厳法が宣言されており、すべての不穏集和が犯罪であること」を警告します。やがて発砲します。善良な市民はひきあげて下さい。(第二回および第三回)やがて発砲します。善良な市民はひきあげて下さい(第六条)。(4)解散勧告の前もしくはその最中に、不穏集和が暴力を行使した場合、または勧告後に平穩に解散しない場合には、騒擾者に武器が使用される(第七条)。不穏集和が暴力を行使せずに最後の勧告の前ないし直後に平穩に解散した場合には、騒擾の首謀者と煽動者のみが訴追され、不穏集和が武器を携行していない場合には三年の禁錮、武器を携行している場合には死刑、に処せられる。他のものは訴追されない(第八条)。不穏集和が暴力

である。

一七八九年七月四日のパリ民衆の蜂起とバスチーユ牢獄の解放は、この「自治体」によって組織され、それはこの「自治体」の武装を意味した。ブルジョアジーの国民議会は武装され、その結果王権は一時的に武装を解除された。民衆の蜂起は地方都市から、さらに農村へと波及し、封建的諸制度は民衆の実力によって粉砕された。ブルジョアジーは権力を握っただけでなく、封建的諸階級の力が民衆の蜂起によって打破されたことによつて、その権力を強固なものとする事ができた。と同時に、今度はブルジョアジー自身が民衆運動のゆきすぎを心配せねばならなかつた。国民議会は民衆の蜂起による封建制度の打破に直面し、その結果を法令として定式化することによつて民衆の蜂起にブレーキをかけ、一つの秩序を作ろうと試みた。八月一日の法令がそれであつて、それは貴族の種々の封建的特権を廃止したものの、かんじんの土地は有償による買い取りであつた。とまれ蜂起は一時下火となり、国民議会はつづいて人権宣言について討議し、八月二十六日にこれを決定した。

これに対し、王権は国民議会に対する再度の抵抗を試みた。王権は人権宣言の裁可を拒否し、ヴェルサイユに軍隊を集結した。十月にパリの民衆は再び決起し、ヴェルサイユに侵入し、王権に人権宣言を裁可させると同時に、王と国民議会将をパリに移した。

民衆の蜂起が王権に人権宣言を承認させたあと、ブルジョアジーが支配している国民議会は一七九一年憲法を制定し、立憲君主制を残して、一七九一年九月三〇日に解散した。その間国民議会は民衆の革命運動に対するいくつかの歯止めを行なつてゐる。ここに国民議会对してブルジョアジーの政治がどのようなものであり、そして人権宣言が何であるかを明らかにする鍵がひそんでゐる。

を行使し、かつ最後の解散勧告後にも解散しない場合には、銃弾で倒れなかつたものは、武器を携行してない場合に禁錮一年、武器を携行している場合に禁錮三年、暴力を行使したと認定された場合に死刑、に処せられる。また首謀者・煽動者は死刑に処せられる(第九条)。(杉原 雄『国民主権の研究』二四〇―二四二頁)

第二に一七八九年十二月十四日の地方公共団体組織法によつて、能動的市民と受動的市民の区分がなされ、前者にのみ選挙権が与えられることになつた。

第三に、一七九〇年五月二日と六月二七日のパリ自治市組織法がある。これは民衆運動の組織となつたパリの地区組織の改組をねらつたものであつた。

「パリ市は、四八のセフシオンに区分される(第六条)。パリ県行政委員および国民議會議員を選出するための選挙人を選出するにあつては、各セフシオンごとに第一次集和が組織される(第八条)四八のセフシオンの集和は、同一日時に開催され、選挙と市民としての宣誓のためには開催されない。(十二条)。自治市当局が本法令第四篇の定めるところに従つて特別に招集した場合を別とすれば、選挙の終了後に、能動的市民は、集和を継続したり、あらたに集和したりすることができない(第十九条)。(同書二五一頁)第四に一七九一年六月一日に採択されたル・シャブリエ法がある。これは労働者の運動に対する抑圧を意図するものであつた。

「第一条、同一の身分および職業をもつ市民からなるあらゆる種類の同職組合を絶滅することは、フランス憲法の基礎の一つであるから、いかなる口実およびいかなる形式の下にもそれらを実際に再建することは禁止される。

第二条、同一の身分もしくは職業の市民、事業主、営業中の店舗

の持ち主、なんらかの技術をもった労働者と職人は、彼らが会合した場合に、議長・書記・理事を任命したり、名簿を作成したり、決定もしくは決議をしたり、彼らのいわゆる共同利益に関する規則を作成したりすることが出来ない。

第三条、行政機関もしくは市町村の機関は、すべて、一つの身分あるいは、職業の名をもつて提出されたいかなる陳情または請願であつてもこれを受理したり、これになんらかの回答をしたりすることを禁止される。またこれらの機関は、右の方法で行なわれた決議を無効と宣言し、かつその決議が決して実施もしくは執行されないように注意深く監視することを厳命される。

第四条、かりに自由と憲法の原理に反して同一の職業、技術および手職をもつている市民が決議を行ない、あるいは彼らの勤労または労働の提供を一致して拒絶し、あるいは一定の対価においてのみこれを承諾する協定をした場合には、右の決議および協定は、宣誓を伴つていようと否とにかかわらず、違憲であり、自由と人権宣言に違反しかつ無効であると宣告される。行政機関と市町村の機関は右の宣告をする義務がある。決議または協定を教唆し、起草しまたは指導した発案者、首謀者および教唆者は、市町村検事の請求に基づいて、違警罪裁判所に召喚され、それぞれ五百リールの罰金刑に処され、かつ一年間能動的市民としての一切の権利の行使と第一次集会への参加を停止される。

第五条、すべての行政機関と市町村の機関に対して、その構成員が、機関の名において右の決議または協定を保障したり、それを教唆しもしくは署名した事業主、労働者および職人、組合員を、彼らがそれを取り消しあるいは否認するために自発的に違警裁判所の記録保存所に出頭した場合を別として、いかなる公共事業においても

雇つたり、その就業を認めたりあるいは彼らの専門に属する仕事に就業することが認められるのを黙認したりすることは禁止される。違反した場合には処罰される。

第六条、右の決議あるいはそのための招集状、掲示されたポスター、回状が、その土地に来て働いている事業主、職人、労働者もしくは外国の日傭労働者、あるいは低額の賃金に満足しているもの、に対する脅迫を含んでいる場合には、右の行為あるいは書類の首謀者、教唆者および署名者は、すべて千リールの罰金と三ヶ月の禁錮に処せられる。

第七条、憲法的法律により労働と職業について、認められている自由を行使する労働者に対して、脅迫あるいは暴力を加えるものは、刑事手続きによつて訴追され、法律に従い公安を害するものとして処罰される。

第八条、職人、労働者、職人組合員、日傭労働者からなる集会、またはあらゆる種類の人に属しかつ合意によつて承認されたあらゆる条件の下で行なわれる勤労と労働の自由な実行に対して、あるいは警察作用とこの事項に関して下された判決の執行および種々の企業競争と入札に対して、反対をするように上記のものに煽動された集会は、すべて騒擾的集会とみなされ、かつ、それらは、そのよる理由から当該集会に対してなされる適法な請求に基づいて、警察力の担当者により解散される。右集会の首謀者、煽動者及び指導者、ならびに実力行使や暴力行為を行なつたすべてのものは、法律によつて厳しく処罰される。」(同書二五二―二五四頁)

これらの法令は、国民議會を握つたブルジョアジーが、民衆の革命運動のなかに、自からの階級的利害と一致しない要素をみてとり、民衆の革命運動が、ブルジョアジーの階級的利害に対して敵対した

際に、民衆からその闘争手段をもぎとることを狙つていたことを示している。

第一の戒厳法は民衆の集会に対する規制であり、第二の制限選挙制は、多数の民衆を選挙からしめ出すことであり、第三のパリ自治市組織法は、民衆運動の組織に対する規制であつた。そして、第四のル・シャブリエ法は旧制度のギルド反対という理由でもつて労働者の団結に対する反対の根拠としたものであり、ブルジョアジーはプロレタリアートに特有な階級闘争の形態に対する先制的規制を行なつたのであつた。

マルクスはこのル・シャブリエ法の本質と、それが決定された際のブルジョアジーの理屈を批判して、次のように述べている。

「革命の嵐が始まるやいなや、フランスのブルジョアジーは、労働者が、やつとちかち取つたばかりの団結権を、再びその手から剝奪した。一七九一年六月一四日の布告により、彼らはいつさいの労働者団結をもつて『自由と人権宣言に対する襲撃』だと宣言し、五百リールの罰金と一年間の公権剝奪をもつて処罰すべきものとした。国家の警察権をもつて資本と労働との競争戦を資本に都合な埒内に押しつけてあるこの法律は、諸革命や王朝交代よりも長続きした恐怖政治さえもこれには手を触れなかつた。それはつい近頃やつと刑法典から抹殺された。このブルジョアのクーデターの口実以上に特徴的なものはない。報告者ル・シャブリエは、『労働者が今日より高くなつて、これを受取る者が、生活必需品の欠乏にもとづく殆んど奴隷的従属たる絶対的従属から解放されることは望ましいことである』が、しかし、労働者たちが彼等の利害について協議し、共同行動をとり、もつて彼等の『殆んど奴隷制たる絶対的従属を緩和することは、許されない。ただし、彼らはこれによつて』彼

等のかつての親方―今の企業家―の自由(労働者を奴隷状態に維持する自由)を侵害するからであり、また、かつての同職組合親方の専制に対抗する団結は―何を言いたすか当ててみよ―フランス憲法によつて廃止された同職組合の再建だからである」と。(『資本論』)

(三) 人権宣言の本質、及びブルジョア革命の一層の前進
こうして人権宣言の条文はあらゆる人の人権を宣言しているにもかかわらず、階級社会においてはそれはブルジョアジーの人権の宣言にほかならなかつたのであつた。

人権宣言第一条は宣言する。「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する」と。しかし、ル・シャブリエ法によれば、労働者が、自からの奴隷状態からぬけ出すために、団結し、資本家と闘争することは、個人の自由を反するというわけである。こうして労働者階級の奴隷状態が一つの「自然状態」として前提にされ、「自由かつ権利において平等」な人とはブルジョアジーのことであつたのである。

人権宣言第二条は宣言する。「あらゆる政治的団結の目的は、人の消滅することのない自然権を保全することである、これらの権利は、自由・所有権・安全および圧制への抵抗である」と。ここで人権宣言は、政治的団結の目的を「自然権」の保全とすることによつて、それがブルジョアジーの権利でしかないことを表明している。

この「自然権」とは「自由・所有権・安全および圧制への抵抗」なのであるから、ブルジョアジーの自由を制限し、その所有権を侵しブルジョアジーを打倒する労働者階級の政治的団結は、人権宣言に違反するものとみなされるのである。

人権宣言第三条は宣言する。「あらゆる主権の淵源は、本質的に

国民に存在する。いずれの個人も、国民から明示的に発するものではない權威を行い得ない」と。この国民から主権を委任されたもので議會であり、こうして議會以外の住民の闘争組織には政治的主権と認めず、それは人権宣言違反とみなされる。等々。

このように人権宣言で宣言された人権とはブルジョアジーの人権でしかなかったのであるが、しかしこの宣言は、当時の歴史的条件下では革命的なものであった。それは封建的な諸制度に対する死亡証明であり、ブルジョア社会の形成にとつての導きの糸であった。この宣言が民衆に与えた力は、国民議會に集約されていたブルジョアジーの思想をこえて、この宣言に結実されていた民主主義を文字通り実現させることとなった。

国民議會のブルジョアジーの多数は、立憲君主制の樹立によつて革命を終らせることを夢みて、民衆の革命運動を抑圧してきたが国民議會のブルジョアジーのこの中途半端な対応そのものが、民衆の第二の蜂起を呼ぶことになったのである。

国民議會は立憲君主制の憲法（一七九一年憲法）を採択し、新たな議會である立法議會を召集した後に一七九一年九月三十日に解散した。国民議會の現議員は次の立法議會には立候補しないことを決定したために立法議會の構成員は、より若い、民主主義的ブルジョアジーによつて占められることになった。国民議會の時代に王権は、ヨーロッパの諸侯との同盟による、革命フランスに対する反革命戦争によつて王権の復興を構想し、王はパリから国外へ脱出をはかったが失敗し、捕えられた。この事件を契機として、民衆の共和制要求の運動が昂揚した。議會は戒厳法でもつて民衆の運動を抑圧し、民衆と議會との対立ははげしくなった。この対立を反映して、ブルジョアジーも分裂した。新しく成立した立法議會は、立憲君主制

命侵略が開始された。サンキュロットの軍隊はヨーロッパ最強の軍隊たるプロシヤ軍の侵略を防いだ。このヴァルミーでの勝利によつて革命フランスが防衛された日の翌日、国民公會が成立した。

国民公會ではシロンド派が支配したが、そこではシロンド派は王党派や中間派に対してではなく、ジャコバン派と闘争しなければならなかった。議會の外では有産者の私有財産の無産者への分配を要求する「過激派」の勢力が強くなつていった。他方共和国フランスは、ヨーロッパの封建領土の反革命侵略に対してをなえなければならなかった。シロンド派はこれ以上の革命の進展を望まず、共和国フランスの平和的發展を望んだがそのような条件はなかった。生まれたばかりの共和国フランスが生きてのびるためにはもつと革命的な措置が要求されていた。自由主義經濟を望んでいた大ブルジョアジーの利害を代表していたシロンド派は食糧危機に対する対策、反革命派に対する抑圧、共和国軍隊の建設、等々の事業に対して用意がなく、政策において破たんしたシロンド派は、ジャコバン派と民衆に対する直接の弾圧を組織することによつて権力を維持しようとした。しかしそのもくろみは失敗し、逆にシロンド派が粉砕された。一七九三年五月三十一日にジャコバン派は蜂起し、権力を把握し、国民公會の公安委員會による独裁政治を遂行する。

（四）ルソーの人民主権の思想の登場、小ブルジョアジーの権力ジャコバン派が支配することになった国民公會は、一七九三年六月に憲法を採択した。この憲法はジャコバン派の思想的な依りどころであつたルソーの民主主義を採用している。それはフランス革命の時期に公布された三つの憲法のうち最も民主主義的なものであつた。国民議會が一七九一年に採用した立憲君主制の憲法はモンテスキューの理論にもとづいたものであつた。前者を「人民主権」後者

を主張する右派と、共和制をめざしたシロンド派との闘争の場となつた。議會の外ではジャコバンクラブやコンドリエクラブがパリの民衆を組織し、金持ちに反対する闘争を組織していた。

シロンド派は、戦争政策をおし進め、ヨーロッパの封建君主たちの戦争によつて立憲君主制を主張する右派をほうむり去ろうとした。だが戦争は王権にとつては逆に復活のチャンスとなつた。フランス軍は敗北したが、なぜなら軍隊の中心となつたのは王党派であつて、彼らは戦争に勝とうとはしなかつたからであつた。敗戦の結果、戦争政策によつて議會を握つていたシロンド派は指導権を右派に奪いかえされることになった。シロンド派は奪権のために大衆闘争を組織した。ジャコバンクラブやコンドリエクラブに組織された民衆も普通選挙権による国民公會の要求をかかへて王権打倒の闘争に立ちよつた。

一七九二年八月パリの民衆は蜂起コンミューンを組織し、王権を打倒した。蜂起コンミューンは権力を握らず、立法議會のシロンド派を権力につけた。というのは議會の立憲君主派は逃亡してしまつたからであつた。この蜂起コンミューンを背景にしたシロンド派の立法議會は、いまだ残されていた封建制度に対して民衆的な改革を行なつた。王制の廃止と普通選挙権による国民公會の開設が決定された。一七八九年八月四日の部分的改革が再検討され、土地の有償払いもどしが無償へと変更された。有償払いもどしに対してはげしい闘争を展開していた農民は封建制度を完全に一掃し、小土地所有者としての地位を得、その後のフランスの階級闘争に新たな保守派として登場することになる。

だが革命は反革命を呼びだす。パリの蜂起コンミューンに対する反抗闘争や地方都市での王党派の蜂起、さらには封建君主国の改革を「国民主権」として区別することが最近の法学における定説となつてつある。ここで両者の比較をしておく事にする。

一七九一年憲法における「国民主権」は次の条項に示されている。第三篇前文第一条「主権は、単一、不可分、不可譲で、時効にかかれない。主権は、国民に属する。人民のいかなる部分も、またいかなる個人も、主権の行使を侵奪することができない。」

同第二条「すべての権力は、国民に由来する。国民は、委任によつてしかそれらを行使することができない。フランス憲法は、代表制をとる。代表は、立法府と国王である。」

同第三条「立法権は、人民によつて自由に選出される有期の代表者からなる国民議會に委任され、後に規定する手続きに従い、国の裁可をえて国民議會がこれを行使する。」

同第四条「政府は君主制をとる。行政権は、国王に委任され、後に定める手続きに従い、国王の權威の下で、有責の大臣およびその他の官吏がこれを行使する。」

同第五条「司法権は人民により適時選出される裁判官に委任される。」

これに対し、一七九三年憲法における「人民主権」は次の条項に示される。

一七九三年憲法第二五条「主権は人民に対する。それは単一かつ不可分であり消滅することがなく、かつ譲渡することができない。

憲法第七条「主権者たる人民はフランス市民の總体である。」

同第四条「フランスに生れ、かつ居住している満二一才以上のすべての男子……はフランス市民の諸権利の行使を認められる。」

同第十条「人民は法律について表決する。」

同第二十九条「おのおのの市民は、法を作成し、およびその受任

者またはその代理人を任命する平等の権利を有する。」

憲法第十一条「第一次集會は各地域に六ヶ月以上居住している市民によつて構成される。」

兩者の相異は一七九一年憲法が、国民の権力は委任によつてしかそれを行使できないとし、議會、政府を代表者とし、国民の政治への参加は、選挙権しかないのに対して、一七九三年憲法では主権者としての人民に法律についての表決権を与えていることである。これは具体的には、憲法条五四条で列記されている「民事および刑事立法、共和国の經常收支の一般的管理、国有財産、貨幣の純分、重量、刻印、名称、税金の種類、総額、徴集、宣戦布告、フランス領土に関する一切の全般的な新規区令、公教育、偉人を記念する公的栄典」については議會の採択だけでは法律は成立しないのである。

「議會で採択されたものは、以下の手続きによつて人民の承認に付されなければならない。つまり、議會で可決されたものは『法律案』として、全国の地方公共団体に送付され（憲法第五八条）、送付後四十日以内に、過半数の県において十分の一以上の第一次集會がこれに異議を申し立てた場合には、立法院はすべての第一次集會を召集して当該法律案をその承認に付さなければならぬが、右の異議申し立ての成立しない場合には、人民によつて承認されたものとみなして全第一次集會を招集するまでもなく法律となる。（憲法第五九・六十条）」（『国民主権の研究』二七五頁）というのがその手続きである。

結局一七九三年憲法では第一次集會という人民の集會に法律の表決権を与え、そうすることによつて人民の主権を保障しようとしたのであつた。一七九三年憲法は、しかしながら、採択されたジャコバン派公會によつてその施行をたなあげにされた。實際當時には、

この憲法に定められたような内容を実施する条件はなかつた。そしてこの憲法の内容は、その後の世界のどのブルジョア憲法によつても継承されなかつた。世界各國のブルジョア憲法は一七九一年憲法の「国民主権」を継承しているのである。

そういうわけで一七九三年憲法は後のフランスの共和主義者の左派によつて聖典あつかいにされた。そして、この憲法にとり入れられているルソーの民主主義思想は、今日においても直接民主主義派として一つの政治的潮流を形成している。ジャコバン派が一七九三年憲法をたなあげにし、実施しなかつたことによつて、一七九三年憲法とジャコバン派の「恐怖政治」とが切りはなされて理解されている。だがこれは誤りである。直接民主主義の要求は、資本主義社會の土台では、たとえ受け入れられたとしても、ジャコバン派の「恐怖政治」のような形でしか実現されないし、それはやがては代議制民主主義にとつて代られるべきものでしなかつたのである。

（五）小ブルジョア共和国の運命

ジャコバン派の直接民主主義は、人民が勤勞する所有者によつて構成される場合に実施可能であつた。大ブルジョアもプロレタリアートもない小ブルジョアの共和国がその理想であつた。資本主義が発展しつゝあつたフランスにおいて、こうした状態を望むことは、資本主義の発展にブレイキをかけようとするのであつた。では何故歴史の発展に逆らうような理想をかけたジャコバン派が権力に到達したのであるか。

それは生まれたばかりのブルジョア共和国フランスが置かれていた諸条件によるものであつた。大ブルジョアは革命の間にも投票や買いしめて富を蓄積した。彼らは一七八九年の民衆の蜂起が作りだした立憲君主制に満足していた。フランスが外国軍隊によつて

打破られようと彼らにとつては大した問題ではなかつた。ジロンド派は大ブルジョアの影響を受け、自由主義的經濟政策を採用し、共和国フランスの危機に対して民衆を立ち上げようとはしなかつた。

これに対して小ブルジョアに依拠していたジャコバン派は經濟危機に際して大ブルジョアがボロもうけのために暗躍することに対して統制し、反革命分子に対して断固たる抑圧を準備し、圧倒的多数の民衆を鼓舞して共和国の防衛に立ち上げるといふ政策をもち合わせていた。

こうしてジャコバン派は、大ブルジョアもプロレタリアートも未発達であつた共和国フランスを封建諸国の反革命戦争から防衛するといふ使命に対して用意があつたことによつて権力の座につけられたのであつた。だからジャコバン派は、自からの平等で自由な共和国に向けての独裁を意図しつゝも、実際には反動からの共和国の防衛のための独裁を実施したのであり、共和国がヨーロッパの反動に対して十分対抗出来るようになったとき、ジャコバン派の役割は無用のものとなつたのであつた。

民衆の革命運動が激しく闘われたフランスでは大ブルジョアが議會制民主主義を実現するには長い時間がかつた。大ブルジョアは、軍部独裁やブルジョア王政に支えられた民衆の革命運動と対抗した。産業革命の結果大工業が成立し、プロレタリアートに対する資本の經濟的支配が、資本制的生産様式に特有なものとして完成されることによつて、議會制民主主義が実現されるようになった。そうならば、ジャコバン派の理想は実現される物質的条件が失なわれてしまつたのであつた。

ジャコバン派は資本制的生産様式が未発達な時代に人民の大多数

が勤勞する所有者からなる平等で自由な共和国をめざして権力に上つた。しかし彼らはその政治によつて資本主義の發展をおしとめることは出来ず、発達しつゝあつたブルジョアとプロレタリアートとの双方から攻撃を受け、自から設定した憲法を実施することもなく退かなければならなかつた。

ジャコバン派の政治は、ジャコバン派の憲法通りに行なわれたわけではなかつた。けれどもジャコバン派の独裁と、彼らの理想であつた直接民主主義の憲法とは密接に結びついている。第一に憲法に示されていたジャコバン派の理想はブルジョアとプロレタリアートという階級対立によつてひきまかれていた資本主義社會を土台として實現不能であり、従つて、ジャコバン派は自からの理想を實現させてゆく現実的な政策を持ち合わせる出来なかつたことである。第二にもかわらず、ジャコバン派が権力に到達したのは、フランスの階級闘争が、ジャコバン派の理想の實現にむけて進んでいったのではなく、ブルジョア共和国の防衛のためには、大ブルジョアとプロレタリアートの政策よりも、より民衆的な小ブルジョアの政策が適していたといふことにもとづくものであつた。だからジャコバン派は資本主義のフランス共和国を防衛し、そうすることによつて、自からの理想をつきくずしてゆく社會の土台そのものを支えたのであつた。第三に、こうしてジャコバン派は、共和国の防衛という点では現実的な政策を提起することが出来たが、自からの理想を實現するための現実的な政策を提起出来ず、観念的な理念をとなえることに終始せざるをえなかつた。

そのようなわけで、ジャコバン派の独裁は自からの理想を實現させるための手段として役に立たなかつたのであり、そして、そのことは同時に、その理想そのものの非現実性をも意味していたのであ

った。

そのようなわけで、ジャコバン派の独裁は自からの理想を実現させるための手段として役に立たなかつたのであり、そして、そのことは同時に、その理想そのものの非現実性をも意味していたのであつた。ジャコバン派が手がけた金持ちに対する民衆の独裁というテーマは、失敗したとはいえ、偉大なところみであつた。このテーマは後に、プロレタリアートの手によつて、階級の廃止のためのプロレタリアートの独裁として具体化され、現実的なものとされた。ジャコバン派の共和国は、資本主義的生産様式の発展にさからうことによつてしか維持されることが出来ず、それゆゑジャコバン派の試みは、資本制的生産様式の発展を阻止しようとするものであり、その試みは必然的に失敗せざるを得なかつた。これに対してプロレタリアートは資本制的生産様式の発展とともに成長し、階級の廃止のための物質的諸条件の成熟を利用することの出来る唯一の階級である。

(六) 二つの民主主義について

人権宣言からはふたつの民主主義が派生した。代議制民主主義と直接民主主義がそれである。前者には立憲君主制から議會制民主主義に到る数種の変形であり、後者は古代ギリシャの民主主義の復活を意図したものであつた。

前者は資本制的生産様式に適した国家形態であつた。何故なら、代議制民主主義は、資本制的生産様式における支配階級たるブルジョアジーの独裁を実現しえる形態であつたからである。これは大ブルジョアジーの民主主義であつた。

後者はフランス大革命における民衆の革命運動が、最も登りつめた時点でジャコバン派の権力として実現した。だがジャコバン派の

もつともこれ以降の代議制民主主義も大ブルジョアジーが必要にせまられた場合には、しばしば独裁へと切りかえられた。だが、代議制民主主義と独裁との間には、第三共和制以降には本質的な差異はなくなつた。何故ならば、新たな独裁は、軍隊を支えとしたブルジョア行政権力の独裁であつて、それは代議制民主主義においても保障されているものだからである。それはナポレオン三世のポナパルティズム体制とは本質的に異なつたものであり、ブルジョア階級の手による議會制民主主義の否定であつた。

産業革命による機械制大工業の成立は、資本制的生産様式をフランスにおいて支配的なものとし、ブルジョア階級はもはや旧社会の貴族や王党派の力を問題としないまでに強大となつた。金融資本が発展し、生産の集積と集中が進み、資本主義が帝国主義段階に到達するにしたがつて、ブルジョアジーにとつては世界の征服が課題となつた。

プロレタリアートは大工業によつて集中され組織され、その力量を強めたが、他方で帝国主義の世界支配もたらした諸条件は、プロレタリアートに対してブルジョアイデオロギーの影響を与え、日和見主義をそのなから生みだすことになつた。

第二次大戦以降の帝国主義諸国におけるブルジョアジーの議會制民主主義は、プロレタリアートに影響をもつている日和見主義政党と提携することによつて守られている。ブルジョアジーは、日和見主義政党と手を切らなければならぬような時期がくれば、いつても議會制民主主義を否定するであろう。

ここにまた一つのパラドックスが生れてくる。つまり議會制民主主義は、本来は大ブルジョアジーの支配に最も適したものであり、ブルジョアジーの独裁にとつて最上の形態である。にもかかわらず

権力は、非常にパラドキシカルなものであつた。というのはジャコバン派は権力につき、直接民主主義を原理とする一七九三年憲法を採択しながらも、それを実施できなかったからである。ジャコバン派にとつては、この憲法を実現するためには、諸外国との戦争を遂行し、国内の反革命勢力を打倒するための独裁が必要であると思われた。だが、このジャコバン派の独裁は、彼らが理想としてかかげた直接民主主義にいたる道とはならなかつた。その独裁は、結局は代議制民主主義へ、大ブルジョアジーの支配する共和国への道をひらくことになつたのである。

代議制民主主義に対する、大ブルジョアジーの態度は、ジャコバン派の権力が打倒されて以降のフランスの歴史にあらわれている。ジャコバン派を打倒したテルミドール派は直接民主主義を原理とした一七九三年憲法を廃止し、新たに代議制民主主義を原理とする一七九五年憲法を定めた。この憲法は、王制に反対するとともに独裁にも反対し、三権分立を採用した。だが議會制民主主義は、当時の大ブルジョアジーにとつては階級支配としては十分なものではなかつた。大ブルジョアジーは、軍隊に支援を求め、ナポレオンにクーデターをやらせ、結局は立憲君主制を再興することによつて、その支配を維持しようとした。

一八四八年革命による第二共和制も短期間のうちにナポレオン三世の第二帝政によつてとり代えられ、そして共和制が一つの秩序として確立するようになるのは、一八七一年パリコミューン以降の第三共和制からである。このころすでに産業革命を終え、帝国主義段階への人口へと到達していたフランスの資本制的生産様式は、大ブルジョアジーに対して議會制民主主義を支配の道具として使いこなす力を与えることができたのであつた。

今日、大ブルジョアジーは議會制民主主義を重荷と考へており、そして、プロレタリアートに影響を与えている日和見主義政党が議會制民主主義の擁護者となつているのである。

そして日和見主義政党の民主主義は、実際の統治の経験をもたないが故に、しばしば民主主義を歴史的、具体的形態から切りはなし、一つの理想像としてそれを崇拜するに到つている。そうすることによつて、この日和見主義は、議會制民主主義が、ブルジョアジーの独裁であることをおおいかくし、ブルジョアジーが議會制民主主義ではやつていけない時代が到達したとき、ブルジョアジーを打倒し、議會制民主主義をはじめとしたブルジョア国家機構を打ち砕くのではなく、ブルジョアジーに代わつて議會制民主主義を防衛しようとし、ブルジョアジーと資本制的生産様式に対する患者としてふるまうことになるのである。

(B) 日本国憲法について

(一) 基本的人権についての官沢学説

日本国憲法で保障されている基本的人権はどのような内容であるかについては多くの説があるが、ここでは通説とされている官沢俊義の見解から考察をはじめとする。

「(1)基本的人権の享有、『国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない』(十一条前段)。これは、すべて国民が、人間たることにもとずいて、当然にすべての基本的人権を享有すること、そして国家権力によるそれへの侵害は禁止されていることを意味する。……」

(2)優すことのできない永久の権利、『この憲法が国民に保障する基本的人権は優すことのできない永久の権利として、現在及び将来

の国民に与えられる』(十一條)

これは別に『この憲法が日本国民に保障する基本的人権は……現在及び将来の国民に対して、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである』(九七條)というのと同じく、すでに説明されているように、基本的人権が、決して憲法によつてはじめて認められた権利ではなくて、憲法以前において、すなわち『人間性』から論理必然的に派生するものだということを意味する。

(3)自由獲得の努力の成果、これらの基本的人権は、かように『人間性』にもとづく『自然法』的権利であるが、そのことは、人間が昔から現実にそれらの権利を享有していたことを意味するものではない。反対に、人間は、はじめは、それらの権利を、現実にはもっていないかつた。人間は、それらの権利を現実に享有するために、どこに西ヨーロッパおよびアメリカにおいて非常な努力をこころみ、そのおかげで、それらを、多かれ少かれ現実に享有しうることになつたのである。『この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、……過去幾多の試練に堪へたものだ(九九條)』とはこのことを意味する。すなわち、基本的人権は、われわれの祖先の貴重な努力によつて戦いとられたものである。

(4)不断の努力による保持の必要、基本的人権が、かように、『人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である』とすれば、『国民の不断の努力によつてこれを保持しなければならない』(十二條)ことは当然である。『自然法』によつて与えられた権利だからといって、いたずらにその上に眠つておくと、やがてそれらの権利は、実際に死んでしまふだろう。それらを死なせないためには、基本的人権を保持するための国民の不断の努力が要請される。この

努力を怠る国民は、基本的人権を享有する資格がないといふべきである』(『憲法』宮沢・有斐閣二二一 二二二頁)

ここで宮沢は、日本国憲法の条項に則して、基本的人権についての説明を行なつてゐる。これらの説明の背景にある思想について、宮沢は別の場所でも次のようにいつてゐる。

「今日ひろく人権または基本的人権といふとき、われわれは多かれ少かれ『人間性』からいへば論理必然的に生ずる権利といふようなものを頭にうかべてゐる。人間がただ人間であることにのみとづいて、当然にもつてゐる権利は、僅かの言葉でいへば、人間が生まれながらにもつてゐる権利、すなわち、生来の権利である。生来の権利であるといふことは、奪うことのできない権利または他人にゆすりわたすことのできない権利であることを意味する。奪うことのできない権利、ゆすりわたすことのできない権利は、もちろん時効にかかつて消滅することもできない。」(同書七七頁)

このように、宮沢によれば、日本国憲法の保障する基本的人権とは、『人間性から論理必然的に派生』する権利であり「生まれながらにもつてゐる権利」であつて、「自然法によつて与えられた権利」だといふわけである。

(二) ロックの思想について

基本的人権に対するこのような考え方は、ジョン・ロックの思想に由来するものである。ロックは『市民政府論』で封建国家を批判し、市民社会におけるあるべき国家について論じてゐる。そこでは自然法によつて与えられた権利が述べられてゐる。

ロックはまず、政治権力を理解するためには、人間の自然状態についての理解が必要であるとし、その自然状態におかれてゐる人間について次のように述べてゐる。

「それは完全に自由な状態であつて、そこでは自然法の範囲内で、自からの適当と信ずるところにしたがつて自分の行動を規律し、その財産と一身とを処置することができ他人の許可も他人の意志に依存することもいらぬのである。それはまた平等の状態でもある。

そこでは、一切の権力と権限とは相互的であり、何人も他人より以上のものをもたない。」(『市民政府論』十頁)

このような自然状態の人間には自然法にもとづく権利をもつてゐるとされるのであるが、ロックは、このような自然状態にある人間が、相互に同意した一個の協同体を結んだときに市民の国家が成立するのであり、こうした契約にもとづかない封建制の専制的権力は、人間の自然法状態を終らせるものではないと主張してゐる。

ロックの言うところをさらに聞いてみよう。

「人間は前に証明したように、生まれながらにして世界の何人とも平等に、完全な自由と自然法上の一切の権利特権を無制限に享有する権利をもつてゐる。それ故に彼は本来、ひとり自分の所有すなわちその生命自由および財産を他人の侵害襲撃に対して語る権利をもつてゐるばかりでなく、他人がこの法を侵犯した場合には、その事実があまりにも凶悪で彼の見るところによれば、死刑を必要とするところである。その当に価すると確信するがままに、すなわち死罪を以つてさへ断罪し、これを処刑する権利を有するのである。けれどもどんな政治社会も、所有を維持し、そしてそういう目的のためにその社会のすべての者の罪を罰する権力を自らもつことなしにはあり得ず、また存続し得ないから、成員の一人一人が、この自然の権力を放棄して、ただ、定立された法の保護を訴求することを認められてゐる一切の事件について、これを協同体の手に委ねてゐるところに、そしてそこにのみ、政治社会があるといえるのである。」

(同書八八頁)

ロックは政治社会に関して、次のように考へてゐる。それは個人が、所有と安全とを維持するために、個人が持つてゐた自然権を放棄し、協同体の手に委ねることを同意することによつて成立するものである。したがつて、打ち立てられた政治社会は、個人が自然状態において持つてゐた自然権が、協同体において保障されなければならず、そのような保障のない国家は、個人間の同意にもとづかないものであり、自然状態を脱してゐないといふわけである。ロックはこの自からの政治社会に対する見解から絶対君主制に対して次のように批判してゐる。

「それ故絶対君主制は、人によつてはこれを世界の唯一の政府形態と見てゐるのであるが、実際は市民社会と相容れず、市民的政府の形態では決してあり得ないといふことは明白である。何故なら市民社会の目的は、その社会の各員が蒙つた侵害または起り得べき争いについて訴え得るところの、そしてまたその社会の一人一人がこれに従わねばならぬところの、公知の一権威を定立することによつて各人が自分の事件に関する審判者であることから必然的に生ずるところの自然状態の不都合を回避矯正することにある。だから自分たちの間のどんな闘いの決定についても訴うべきこのような権威をもつてゐない人々が存するところではこれらの人々は依然として自然状態にあるのである。ところですべての絶対君主は彼の支配権の下にある人々に関してまさにそういう状態にあるからである。」(同書九二頁)

これらのロックの主張は、一七世紀後半という歴史的時期との関連で検討されねばならない。当時のイギリスでは、農業においては資本家的経営が確立しえてゐたが、工業においてはマニファクチュ

アがやつと組織され、賃労働にもとづく商品生産がはじまったばかりであり、商人及び資本家は、商品生産を支配していたが、この新たな商人及び資本家は商品生産の法則にもとづく所有が、土地所有にもとづく封建的の制度と衝突していることを意識しており、自からの所有権を擁護する新たな政治体制の必要性を感じていた。ロックの主張は、この商人および資本家の立場になったものであり、自由平等・契約・所有といった概念は、商品交換に由来するものであった。

というのは、共同体から自立した自由な個人は、商品経済の産物であり、商品経済は社会的分業を促進させ、人々を全面的な商品交換関係にまき込むことによつて、古い共同体的ちゅうたいから人々をときばなつたからである。そういうわけで、ロックが人間の天然の状態を自由で平等な状態として描いたのは何も、人間の天然状態が、そうであったということではなくて、商品経済が作りだしたブルジョアという近代的個人、歴史がやつと作りだしたばかりの人間の状態のことを念頭においていたのであった。ロックにとつては、この近代的個人が封建制の下でその主従関係のなかに位置づけられておらず、封建的制約によつて圧迫されていたが故に、この作りだされたばかりの近代的個人が、あたかも人間の自然状態であったかのように思われたのである。

そういうわけで、ロックが人間の天然自然の状態における権利として主張し、政治社会がそれを人権として保障すべきだとしている自然権とは、近代的個人の権利であり、ブルジョアの権利に他ならなかつたのである。だからロックの想定した政治社会は、何よりも所有を維持するという目的をもつものであったのである。

このように基本的人権が、人間の「生まれながらにもつている権

利」であり「自然法によつて与えられた権利」であるという思想は、ロックの思想にもとづくものである。

(三) 日本国憲法の基本的人権への批判

基本的人権の保障についての基本的な思想を明らかにした上につて、その具体的な細目については諸説があるが、ここでは自由権、平等権、社会的な基本権に区分しておく。

自由権はロックの思想の中では最も中心的なものであつて、その根本内容は人身の自由と所有権の保障であつた。日本国憲法で保障されている自由権は、身体及び内心の自由、表現の自由、経済的自由に分類しうる。

他方日本国憲法の平等権は法の下の平等である。平等権が法の下の平等であるということは、平等の歴史的な特質を示している。つまりそれは、資本制的生産様式の発展において、身分によつて人々の権利を不平等なものとしていた封建的不平等に対する闘争のなから生れた。それは身分的特権を廃止し、封建的身分を廃止することによつて、人々の権利を平等なものにすることを意味していた。

これら自由権及び平等権は歴史的なものであり、それらは商品生産と商品交換という歴史的な生産様式を土台としている。

ブルジョア国家を生みだした資本制的生産様式は、生産手段を所有しているブルジョアに、プロレタリアートが、経済的に服従していることを特色としている。封建的な生産関係において、支配階級は政治的特権によつて直接生産者から剰余労働を引き出した。だが資本制的生産様式におけるブルジョアとプロレタリアートの支配・隷属関係は政治的特権なしに成立しうる。資本制的生産様式は資本家と労働者との間の自由で平等な労働力の売買にはじまり、

資本の生産過程に合体された生きた労働が資本の価値を増殖させることによつて所有と労働との分離を生みだすのであり、ブルジョアによる経済的支配と搾取は労働力の売買を不可欠の媒介として

いる。この新たな生産様式は、一方における貨幣資本の存在と他方における自分労働力以外何も持たず、かつその労働力を自由意志で処分することが出来る。二重の意味での自由な労働者の存在を不可欠の前提条件としている。

歴史的には自由と平等の要求は、自から勤勞する所有者としての小ブルジョアに根ざしたものであつた。商品生産者相互の関係は、商品交換によつて結合されており、商品交換には人間労働一般以外の基準は存在しないが故に、商品所有者相互の関係は、自由で平等なものであつた。つまり何人も自由意志によつて自からの商品を売買するわけであり、また何人も自分の与えたもの以上に受けとることは出来ず、お互いに商品所有者という同等の資格で等価物を交換するのだからである。

人身の自由・契約の自由・所有権の不可侵・法の下での平等等々のイデオロギーは、商品交換の発展によつて生みだされた。さらに単純な商品生産から資本制的商品生産へと発展していったとき、資本家と労働者との間の労働力の売買が商品交換の法則に従つておこなわれるようになった。

資本制的生産様式が発展するにつれて、ブルジョアとプロレタリアートとの間の階級対立がはつきりとした形をとつてあらわれようになつた。プロレタリアも、労働力という商品の所有者として、ブルジョアと自由で平等な人格であるというイデオロギーは、初期ブルジョア社会においては、プロレタリアートのストライキ及

び団結の禁止のための口実として利用された。つまりストライキは契約不履行であり、団結は個人の自由に対する侵害であるというのである。自由と平等のブルジョア的限界はここにみごとに示されている。

ブルジョアとプロレタリアが自由・平等な対等の人格ではありえないということは、産業革命によつて大工業が生みだされることによつてただちに明らかとされた。ブルジョアによる自由と平等の追求は、プロレタリアートに対する無制限な搾取を生みだし、プロレタリア種族の精神的・肉体的破壊をもたらしたはじめたのであつた。プロレタリア種族が破壊してしまえば、それを搾取しているブルジョアも亡ぼざるを得ない。ブルジョアは、プロレタリア種族を、資本の増殖が必要とする程度に維持しておくためには、プロレタリアに団結権を与え、そうすることによつてプロレタリアが個々の資本家と契約する際には団結した力でもつて当らせねばならないことを知つた。

こうして、日本国憲法で保障されている社会的な基本権の原型となつたものが形成された。これはロックの主張にはなかつたものであり、産業革命以降のプロレタリアートのブルジョアに對する死活をかけた闘争の結果である。日本国憲法の社会的な基本権の中心をなすものは、労働者が団結し、団体交渉をし、その他の団体行動をする権利である。

これらの労働三権は、初期ブルジョア社会においては個人の自由と平等に反すると考えられ基本的人権に違反するものとみなされたことはすでに指摘した通りである。ル・シャブリエ法が、労働者の団結をギルドの復活に疑し、これを特権とみなして人権宣言に違反するとし、労働者の団結等々を禁止したことをここで再度書き留め

ておく。

労働三権がブルジョアジーによって承認されはじめたのは、産業革命の過程で大工業が成立し、プロレタリア種族の精神的・肉体的破滅がもたらされると共に、プロレタリアートの組織的抵抗闘争が強化されたことを契機にしている。そして、ブルジョアジーが、労働三権を承認した根拠は、大工業の成立が、資本による労働の実質的包摂を完成させたことに求めておかなければならない。つまり、個々のブルジョアと個々のプロレタリアとの間には大きな力の差が生まれたのである。

ではこの労働三権とは何か。それはプロレタリアートにとっては自から賃金奴隷としてかつかつの生活を維持してゆくための手段に他ならない。それは今日の資本主義社会においては、プロレタリアートが賃金奴隷として生きてゆくために不可欠なものであり、それなしに資本の増殖が必要とする労働力の質と量とを確保することが出来ないといふなされてる権利である。もちろん個々のブルジョアの中には、プロレタリアートのこの権利を認めず、ブルジョアジイもこの権利を単なる言葉の上のものにしようとしている。というのはブルジョアジイは、この権利がプロレタリアートに、自からを解放するための闘争手段と闘争方法を与えることを知っており、このことを恐れているからである。

以上で明らかにしたように、自由・平等・所有権等々の基本的人権は、ブルジョアの個人的人権であり、ブルジョアジイの権利の保障であった。大工業の成立以降、ブルジョアジイは自からの発展のために、資本の価値増殖に必要な労働人口を確保することが必要であることに気付き、プロレタリアートの闘争に直面して種々の社会的基本権を認めるようになった。この社会的基本権は、プロレタ

リアートの死活をかけた闘争によってもたらされたものであるが、しかしこの権利自体は、プロレタリアートが、資本主義社会において賃金奴隷として生活してゆくために不可欠の権利であるにすぎない。

プロレタリアートは、階級の廃止こそが、自由や平等のブルジョアの制約を打破する条件であることを知っている。ブルジョアジイを打倒し、ブルジョア国家を粉砕し、プロレタリアートの独裁を打ちたてるのが、私的所有の廃止と階級の廃止にとって不可欠の手段である。

階級の廃止をめざしたプロレタリアートの闘争に対し、ブルジョアジイは、公共の安全の名のもとに自由権の濫用を禁止し、基本的人権を制限することによって、プロレタリアートの手から闘争手段と闘争方法を奪い取ろうとしており、プロレタリアートをブルジョアジイの経済的支配の下にとどめておこうとしている。こうしてブルジョアジイは、日本国憲法に宣言されている基本的人権が人々にとって普遍的な意義をもつものではないこと、そしてそれは階級支配の道具として利用されているものであることを実証しているのである。

四 民主主義についてのルソーの思想

日本国憲法の民主主義は、前文でその内容が定められている。「ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その権利は国民がこれを受容する。これは人類普通の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらはこれに反する一切の憲法・法令及び詔勅を排除する。」

つまり主権は国民にあり、その権力は国民の代表者がこれを行使するとされている。そして国民は公民権として普通選挙権(一五条)と諸願権(一六条)がある。この制限は、フランスの一七九一年の憲法の「国民主権」主義を継承しており、一七九三年のジャコパン憲法の「人民主権」主義を否定するものである。「国民主権」と「人民主権」の差異を明らかにするために、まずルソーの直接民主主義にもとづく「人民主権」の内容を検討しなければならぬ。

ルソーは社会における人々の権利は約束にもとづくものであると考へ、この約束、社会契約が何であるかについて考察している。そして社会契約とは何であるかを明らかにし、それを防衛する政府がどのように組織されなければならないかということについて述べている。

「各構成員の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り保護するような、組合の一形式を見出すこと。そしてそれによつて各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること。これこそ根本的な問題であり、社会契約がそれに解決を与える。……この諸条項は正しく理解すれば、すべてがただ一つの条項に帰着する。すなわち、各構成員をそのすべての権利とともに、共同体の全体にたいして全面的に譲渡することである。その理由は、第一に各人は自分をすつかり与えるのだから、すべての人にとつて条件は等しい。またすべての人にとつて条件が等しい以上、誰も他人の条件を重くすることに關心をもたないからである。……この結合行為は直ちに、各契約者の特殊な自己に代つて、一つの精神的で集合的な団体をつくりだす。その団体は集会における投票者と同数の構成員からなる。それは、この同じ行為から、その統一、その共同の自我、その生命および意

志を受け取る。」(『社会契約論』二九〇頁)

ルソーは社会契約の目的及び社会契約の結び方、そして社会契約によつて成立した団体についてこのように述べている。社会契約の目的とは、各個人の身体と財産を守り、保護することであり、そして社会契約の結び方は、各個人が自然状態でもっている権利を全て放棄し、共同体に譲渡することによつてである。このようにして成立した団体は、一つの統一された意思をもつようになるのである。この意思をルソーは一般意思と呼んでいる。このルソーの一般意思は、何か抽象的なものではなくて、その団体の構成員の集会によつて作りだされるものである。そしてこの一般意思が、主権を拘束するものであるとされている。

「前編で前らかにされた諸原則から第一に生れてくる、そして最も大切な結果は、国家をつくつた目的、つまり公共の幸福にしたがつて、国家のもろもろの力を指導できるのは、一般意思だけだということである。なぜなら個々人の利害の対立が社会の設立を必要としたとすれば、その設立を可能としたのは、この同じ個々人の利益の一致だからだ。こうしたさまざまな利益のなかにある共通なものこそ、社会のきずなを作るのである。そしてすべての利益がそこで一致するような、何らかの点がないとすれば、どんな社会も、おそらく存在できないだろう。ところが社会は、もっぱらこの共通の利害にもとづいて治められなければならないのである。」(同四二頁)

このようにルソーは、一般意思を国家の指導原理としているが、この一般意思が、特有の内容をもっていることによつて、国家の主権のあり方についてのルソー独自の見解が導かれてくる。つまり、一般意思が、人民集会によるものとされているが故に、主権は譲歩することができず、分割することが出来ず、代表されることができ

ないという「人民主権」論が導かれてくるのである。ルソー自身の言葉によれば、この三つの原則は次のように語られている。

「主権とは一般意思の行使にほかならぬのだから、これをゆすり渡すことは決してできないと、またいう、主権者とは集合的存在にほかならぬから、それはこの集合的存在によつてしか代表されえないと。権力は譲り渡すこともできない。しかし意思はそうはできない。」

「主権は譲り渡すことができない、という同じ理由によつて、主権は分割できない。なぜなら、意思は一般的であるか、それともそうでないか、すなわち、それは人民全体の意思であるか、それとも一部分の意思にすぎないか、どちらかであるから。前者の場合には、この意志の表明は主権の一行為であり、法律となる。後者の場合には特殊意志か、行政機関の一行為にすぎず、それはたかだか法令にすぎない。」(同四四頁)

「主権は譲りわたされえない、これと同じ理由によつて、主権は代表されえない。主権は本質上一般意思に存する。しかも一般意思は決して代表されるものではない。一般意思はそれ自体であるか、それとも別のものであるかであつて、決してそこには中間はない。人民の代議士は、だから一般意思の代表者ではないし、代表者たりえない。彼らは人民の使用人でしかない。彼らは、何ひとつとして決定的な取りきめをなし得ない。人民がみずから承認したものでない法律は、すべて無効であり、断じて法律ではない。」(同二三三頁)

結局ルソーの見解によれば、人民の集会によつて一般意思が決定され、そして人民主権とは、この一般意思の行使のことであるから、人民集会にもとづく一般意思が、譲渡できず、分割しえず、代表さ

ということである。」(同書 一四〇頁)

このように人民の集会に立法権をもたせ、政府は、人民に従う公僕でなければならぬというのが、ルソーの「人民主権」であつた。この思想は一七九三年のジャコバン憲法にもりこまれたのであるが、しかしそれは実施されるにはいたらなかつた。そしてそれ以降この思想は、憲法には採用されることはなかつた。資本主義社会におけるブルジョアジーとプロレタリアートの階級対立は、ルソーの直接民主主義を実現することを不可能としたのであつた。そして今日のブルジョア憲法は一七九一年の憲法のつた「人民主権」を継承することとなつたのである。

(五) 日本国憲法の民主主義に対する批判

ところで一七九一年憲法に示されている「人民主権」はどのような過程で生み出されたのであろうか。この点について杉原泰雄は次のように言っている。

「憲法制定国民議会は、中道左派の立場を反映して君主権・人民主権のいずれとも異なる、ブルジョア的な国民主権を生み出してくはらずであつた。」

しかし新しい国民主権は、中道左派の代表する力によつて一気に成に生み出されたものではない。アンシャン・レギームを現実的に打倒するためには、国民議会に代表されていない民衆の反封建的エネルギーを利用することが不可欠であつたから、革命の初期段階においては、伝統的な君主権を否定しつつも民衆の政治参加を当然に要求する人民主権が表明され、ついでブルジョアジーにとつて民衆の革命的エネルギーが不用となつた段階において、つまりブルジョアジーの優位が一応樹立されかつ議会外で進行する民衆革命の要求がブルジョアジーのそれと明白に抵触する段階に至つて、伝統的

れないものである以上、主権も譲渡されず、分割されず、代表されないというわけである。ではこうした「人民主権」はどのように運営されるであらうか。

「主権者は立法権以外のなんらの力ももたないので、法によつてしか行動できない。しかも法は一般意思の正当な働きにほかならぬから、人民は集会したときだけに、主権者として行動しうるであらう。」

「人民の集会が、一連の法律を承認することによつて、一たび国家の憲法を定めたところでそれで十分だとはいえない、永続的な政府を設立したり、またはただ一度で最終的に行政官の選挙の方法を用意したところで十分だとはいえない。思いがけない事態がどうしても必要とするような特別の集会の他に、何もかも廃止ないし延期しえない、定期の集会が必要である。すなわち人民が、一定の日に法によつて合法的に召集され、そのためには、とくに他のいかなる召集の手つづきも必要としないような集会である。」(同二二八頁)

ルソーは、主権者は立法権以外の力はもたないと考え、そして人民の集会による法の制定が必要であると考へた。これ以外のやり方はルソーにとっては「人民主権」を否定するものであつた。さらにルソーは政府の越権をふせぐ手段について次のように述べている。

「政府をつくる行為は、決して契約ではなく、一つの法であること・執行権をまかされた人々は、決して人民の主人ではなく、その公僕であること。人民は好きな時に、彼らを任命し、また解任しうる。彼ら(執行権をまかされた人々)にとつて、問題は、契約することではなく、服従することであること。そして彼らが国家から課せられた職務をひきうけているのは市民としての義務を果たしているにすぎず、その条件について、かれこれいう権利は全然ない

君主権を排除すると同時に人民主権をも排除する新しい国民主権が採用されるといふ迂路がとられているのである。この間の経過は、具体的には、人民主権の採用を示唆する一七八九年八月二六日人権宣言から新しい国民主権を採用する一七九三年八月三日憲法への展開という形で示されるであらう。」(『国民主権の研究』二二頁)

憲法すてにフランス人権宣言についての部分でふれたように、フランス革命の時代に制定された数種の憲法は、皆、ブルジョアジーの分派によつて作成されたものであり、ブルジョアジーの分派が、権力を争つた過程における産物であつた。「人民主権」が、民主主義的ブルジョアジーによつて押し出されたのに

対して、「人民主権」は自由主義ブルジョアジー・大ブルジョアジー大商人によつて押し出された。大ブルジョアジーは封建制度と君主主権には反対しつつも、人民を政治に参加させることに関しては制限し、大ブルジョアジーの独裁の可能な政治制度を作らうとしたのであつた。

この一七九一年憲法における「人民主権」の第一の特色は、ルソーの直接民主主義に対して、代議制を採用しているところにある。

つまり権力は国民に由来するけれども国民は代表者を通してしかそれを行使することが出来ないとし、そうすることによつて、議会に権力を持たせていることである。第二の特色は、ルソーが立法権を人民に与えているのに対して議会に与えていることである。第三の特色は、ルソーは議員を委任者とみなし、人民は議員の活動を統制しようとしたのに対して、自から選出した選挙人に対する議員の免責規定をもうけていることである。

ルソーの直接民主主義に対する「人民主権」の代議制民主主義のこの三つの特色は、日本国憲法にも妥当している。日本国憲法にお

いても、国民はその代表者によつて権力を行使するものとされ（前文）国民に立法権はなく、せいぜい法律の制定等の請願権（一六条）があるだけであり、さらに議員の免責規定（五一一条）ももうけられている。それゆえ、日本国憲法の民主主義はその歴史的系譜からすれば、自主主義的大ブルジョアジーがかかけてきた民主主義であり、ルソー的な直接民主主義とは異なつたものに他ならない。

この議会制民主主義が大ブルジョアジーの階級支配の道具であることは、マルクス・エンゲルス・レーニン達によつて明らかになされてきた。今日議会制民主主義は、マルクス・エンゲルス・レーニン達の生きてきた頃と比較にならないほど、ブルジョア支配の巧妙な道具として仕上げられている。政党政治は三権分立を無意味なものとした。議会で多数を占めている政党が内閣を組織することによつて、三権分立の理論は議会議者者の単なる気休めとなつてゐる。司法権の独立とは、そもそも階級裁判をおおいかくすためのイチヂクの葉にすぎなかつた。

また今日国家の行政機能は尨大に拡大し、国会を国権の最高機関とするという立法権優位の日本国憲法のたてまえはくずれ去つてゐる。もはや立法は国会議員のなすところではなく、各行政官庁の官僚の仕事である。国会議員は賛否の投票を投ずる役をはたしてゐるにすぎない。

中央官庁の官僚はその行政を通して、ブルジョアジーと結びついている。ブルジョアジーがどのように官僚に働きかけ個々の資本の利益のために国家を利用しているかについては、最近の全日空資本家と国会議員及び運輸省の官僚との間の疑獄事件が示している。

議会制民主主義がブルジョアジーの独裁の一形態であり、プロレタリアートに対する階級支配の道具であるということが露呈されて

くるなかで、日本におけるプロレタリアートの階級闘争も議会主義から決別し、暴力革命を主張する潮流を生みだしつつある。国家権力はこのプロレタリアートの階級闘争の発展に対して破防法、爆発物取締罰則等を適用し、「過激派に人権なし」というスローガンのもと弾圧することを余儀なくされている。この弾圧は、社会党・共産党といつた議政党をより右傾化させ、資本主義の左からの擁護者を育成することに役立った。だが他方で、ブルジョアジーは弾圧によつては、「過激派」をカイメツさせることができないでゐる。何故ならばそれは今日の資本制的生産様式が生みだしている階級対立の激化に基礎をもつており、国家権力は、この階級対立を一時的に抑圧することはできても、階級対立の激化をもたらしている原因そのものをなくすことは出来ないからである。（意見陳述第三節）

▲ 編集後記 ▼

獄中諸同志はハントを闘つてますます元気な様子。五・一五闘争以来風邪が治らない諸同志は大激動をひかえてくれぐれも体をお大事に。

我妻同志の漫画のリンクエスト多数あり、今回は二枚掲載しました。政治警察は我々の「ニュース」を書店からごつそり買い上げ「RG 敵対ニュース隠し」をやつてゐるとのこと。地下組織・地下配布網の道を着実に発展させ、国際非合法党建設の反撃を一步一步攻め上つていこう。読者諸氏の一層の創意工夫を！

秘密活動の問題はニュースで継続的にとりあげていきたい。そうすることによつて、秘密の機能の集中を一層発展させることが出来秘密活動の一層の発展に資することが出来ると思ふ。

投稿をニュース編集委員会へ！

R G 救済ニュース編集委員会

連絡先 横浜市西区高島町二一四一二

横浜中央郵便局 私書箱 一七号

木せい社

カンパの送り先 第一勧業銀行虎ノ門支店

口座番号 〇四六一二六一六二〇

(堀江幹男)

カンパ 五〇〇円